

第2章 地域の概況

本事業の事業計画地は第1章の図1.2.2(2) (p.4 参照) に示したとおり、大阪市此花区にある大阪湾岸エリアの中心にある大阪港に位置した埋め立てられた人工島(夢洲(一部埋立中)、舞洲)である。会場予定地がある夢洲は、東側がコンテナ物流拠点となっており、西側は廃棄物埋立処理場であり、その一部は大規模太陽光発電施設が設置されている。(仮称) 舞洲駐車場予定地がある舞洲は、スポーツ施設やオートキャンプ等の野外施設、焼却工場(大阪広域環境施設組合舞洲工場)や下水汚泥処理施設(舞洲スラッジセンター)などが存在している。また、夢洲、舞洲には住居等は存在しない。

なお、将来の夢洲における具体的なまちづくりを進めるため、経済界、府、市による夢洲まちづくり基本方針検討会により、夢洲まちづくり基本方針としてその方向性がとりまとめられている。基本方針では、「SMART RESORT CITY」の方向性として、「①夢洲では、「リゾート」と「シティ」の要素を融合させた空間を形成し、「スマート」な取り組みによって、まち全体の連携を高度化し、国際観光拠点機能の強化を図る。②夢洲で万博が開催されることを踏まえ、その意義や理念を活かしたまちづくりをめざす。」と謳われている。

事業計画地及びその周辺の状況は、「2.1 社会経済の概要」、「2.2 生活環境の概要」、「2.3 自然環境の概要」、「2.4 社会的文化的環境の概要」に示すとおりである。

2.1 社会経済の概要

2.1.1 人口

此花区、港区、住之江区及び大阪市の人口、人口密度及び世帯数の推移は、表2.1.1に示すとおりである。令和2年における事業計画地のある此花区の人口は64,870人、人口密度は3,365人/km²、世帯数は31,802世帯である。大阪市の人口は2,750,995人、人口密度は12,209人/km²、世帯数は1,458,859世帯となっている。

平成27年10月1日現在の流動人口及び昼夜間人口は、表2.1.2に示すとおりである。

表 2.1.1 人口及び世帯数の推移

各年 10 月 1 日現在

年 次	項 目	此花区	港 区	住之江区	大阪市
平成 28 年	人口 (人)	66,421	81,551	122,195	2,702,033
平成 29 年		66,362	81,065	121,785	2,713,157
平成 30 年		65,914	81,076	121,364	2,725,006
令和元年		65,228	80,757	120,585	2,740,202
令和 2 年		64,870	80,500	119,561	2,750,995
平成 28 年	人口密度 (人/km ²)	3,450	10,375	5,929	11,998
平成 29 年		3,447	10,314	5,909	12,047
平成 30 年		3,424	10,315	5,866	12,095
令和元年		3,388	10,274	5,828	12,162
令和 2 年		3,365	10,242	5,781	12,209
平成 28 年	世帯数 (世帯)	30,937	40,448	57,408	1,373,670
平成 29 年		31,309	40,505	57,851	1,392,900
平成 30 年		31,505	40,981	58,323	1,412,983
令和元年		31,505	41,379	58,764	1,437,612
令和 2 年		31,802	41,683	59,088	1,458,859

注：人口密度は面積から算出した。

出典：「大阪市統計書」（大阪市、2020 年）

表 2.1.2 流動人口及び昼夜間人口

平成 27 年 10 月 1 日現在

地 区	夜間人口 (人)	流入人口 (人)	流出人口 (人)	昼間人口 (人)	昼間人口指数 (夜間人口=100)
此 花 区	66,656	32,918	17,739	81,835	122.8
港 区	82,035	24,890	20,422	86,503	105.4
住之江区	122,988	45,987	28,939	140,036	113.9
大 阪 市	2,691,185	1,092,061	239,797	3,543,449	131.7

出典：「令和 3 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）

2.1.2 産業

平成 28 年 6 月 1 日現在の此花区、港区、住之江区及び大阪市における産業大分類別民営事業所数及び従業者数は、表 2.1.3 に示すとおりである。

表 2.1.3 産業大分類別民営事業所数及び従業者数

平成 28 年 6 月 1 日現在

産業分類	項 目	此花区	港 区	住之江区	大阪市
全産業	事業所数(事業所)	2,650	3,982	5,187	179,252
	従業者数(人)	44,548	39,787	68,005	2,209,412
農業、林業	事業所数(事業所)	1	-	3	50
	従業者数(人)	111	-	15	447
漁業	事業所数(事業所)	-	-	-	-
	従業者数(人)	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	事業所数(事業所)	2	-	-	5
	従業者数(人)	23	-	-	32
建設業	事業所数(事業所)	243	333	329	8,829
	従業者数(人)	2,401	3,405	2,882	115,531
製造業	事業所数(事業所)	249	523	437	16,574
	従業者数(人)	8,810	3,572	8,777	199,334
電気・ガス・熱供給・水道業	事業所数(事業所)	7	1	7	78
	従業者数(人)	49	1	357	8,458
情報通信業	事業所数(事業所)	22	18	34	4,688
	従業者数(人)	795	1,257	996	126,711
運輸業、郵便業	事業所数(事業所)	234	338	617	4,151
	従業者数(人)	9,083	7,633	14,229	104,350
卸売業、小売業	事業所数(事業所)	585	994	1,368	49,355
	従業者数(人)	5,266	7,431	15,302	545,635
金融業、保険業	事業所数(事業所)	12	30	44	2,973
	従業者数(人)	115	449	739	85,924
不動産業、物品賃貸業	事業所数(事業所)	188	269	347	15,228
	従業者数(人)	790	1,174	1,324	84,888
学術研究、 専門・技術サービス業	事業所数(事業所)	58	84	114	12,103
	従業者数(人)	2,539	900	826	101,106
宿泊業、飲食サービス業	事業所数(事業所)	413	544	664	26,607
	従業者数(人)	3,213	2,875	4,733	217,507
生活関連サービス業、 娯楽業	事業所数(事業所)	180	259	335	11,163
	従業者数(人)	5,153	1,227	3,548	78,985
教育、学習支援業	事業所数(事業所)	61	51	94	3,705
	従業者数(人)	292	583	1,446	47,107
医療、福祉	事業所数(事業所)	216	324	434	12,805
	従業者数(人)	3,149	5,161	6,917	201,828
複合サービス事業	事業所数(事業所)	11	10	19	438
	従業者数(人)	183	226	384	7,564
サービス業 (他に分類されないもの)	事業所数(事業所)	168	204	341	10,499
	従業者数(人)	2,576	3,893	5,530	284,000

注：漁業は、事業所数及び従業員数ともに「-」であるが、2つの漁業協同組合において大阪府から許可を受けて漁業を営んでいる。

出典：「令和 3 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）

1. 工業

令和元年6月1日現在の此花区、港区、住之江区及び大阪市における工業（製造業）の概要は、表2.1.4に示すとおりである。

大阪市全体に対して此花区は、事業所数で2.1%、従業者数で7.3%、製造品出荷額等で12.4%を占めている。

表 2.1.4 工業の概要

令和元年6月1日現在

地 区	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	製造品出荷額等 (万円)
此 花 区	104 (2.1%)	8,243 (7.3%)	47,259,881 (12.4%)
港 区	112 (2.3%)	1,820 (1.6%)	9,877,392 (2.6%)
住 之 江 区	191 (3.9%)	6,897 (6.1%)	32,741,599 (8.6%)
大 阪 市	4,862 (100.0%)	113,434 (100.0%)	382,126,015 (100.0%)

注：カッコ内の値は大阪市全体に対する割合

出典：「大阪市統計書」（大阪市、2020年）

2. 商業

平成28年6月1日現在の此花区、港区、住之江区及び大阪市における商業（卸売業・小売業）の概要は、表2.1.5に示すとおりである。

大阪市全体に対して此花区は、事業所数で1.2%、従業者数で0.9%、年間商品販売額で0.8%を占めている。

表 2.1.5 商業の概要

平成28年6月1日現在

地 区	事業所数 (事業所)	従業者数 (人)	年間商品販売額 (百万円)
此 花 区	436 (1.2%)	3,834 (0.9%)	338,836 (0.8%)
港 区	759 (2.1%)	5,399 (1.3%)	261,053 (0.6%)
住 之 江 区	986 (2.7%)	10,370 (2.6%)	765,507 (1.8%)
大 阪 市	36,335 (100.0%)	404,846 (100.0%)	41,563,672 (100.0%)

注：カッコ内の値は大阪市全体に対する割合

出典：「大阪市統計書」（大阪市、2020年）

3. 用水量

令和2年3月31日現在の大阪市における上水道有収水量及び栓数は、表2.1.6に示すとおりである。

大阪市の有収総水量は358,599千 m^3 であり、事業用水量は有収総水量の26.4%、生活用水量は有収総水量の73.6%を占めている。また、大阪市の総栓数は1,166,302件であり、事業用栓数は総栓数の9.6%、生活用栓数は総栓数の90.4%を占めている。

表 2.1.6 用途別上水道有収水量及び栓数（大阪市）

令和2年3月31日現在

項 目	総 数	事業用	生活用
有収水量（千 m^3 ）	358,599(100.0%)	94,539(26.4%)	264,060(73.6%)
栓数（件）	1,166,302(100.0%)	112,365(9.6%)	1,053,937(90.4%)

注：カッコ内の値は大阪市全体に対する割合

出典：「令和3年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和4年）

2.1.3 交通

1. 道路

事業計画地周辺の自動車類交通量（平成 27 年度 道路交通センサス）は表 2.1.7(1)に、主要道路は図 2.1.1 に示すとおりである。

表 2.1.7(1) 事業計画地周辺の自動車類交通量（平成 27 年度 道路交通センサス）

No.	路 線 名	交通量観測地点地名	自動車類 12 時間交通量 (台)			自動車類 24 時間 交通量 (台)	大型車 混入率 (%)
			小型車	大型車	合計		
①	高速大阪東大阪線	大阪市港区海岸通 3 丁目	25,625	9,867	35,492	47,183	27.8
②	高速大阪東大阪線	大阪市港区弁天 2 丁目	35,540	18,242	53,782	73,235	33.9
③	高速湾岸線	大阪市此花区常吉 1 丁目	30,590	21,116	51,706	68,520	40.8
④	高速湾岸線	大阪市此花区桜島 1 丁目	37,327	24,306	61,633	82,737	39.4
⑤	高速湾岸線	大阪市港区港晴 2 丁目	23,974	15,555	39,529	52,298	39.4
⑥	高速湾岸線	大阪市住之江区南港東 8 丁目	42,648	23,178	65,826	88,334	35.2
⑦	高速湾岸線	大阪市住之江区南港東 2 丁目	39,156	17,137	56,293	75,517	30.4
⑧	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区北港 1 丁目	9,059	5,547	14,606	19,749	38.0
⑨	高速道路淀川左岸線	大阪市此花区島屋 5 丁目	3,412	1,722	5,134	6,383	33.5
⑩	一般国道 172 号	大阪市港区港晴 4 丁目	9,627	2,934	12,561	16,832	23.4
⑪	大阪港八尾線	—	4,505	3,209	7,714	10,028	41.6
⑫	福島桜島線	大阪市此花区島屋 1 丁目	9,935	6,518	16,453	22,376	39.6
⑬	正連寺川北岸線	—	397	17	414	518	4.0

注：1. 表中「No.」は、図 2.1.1 と対応している。

2. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。

3. 大型車混入率(%)は、12 時間交通量の結果を基に算出している。

4. No⑪と No⑬については推定値。

出典：「平成 27 年度 全国道路・街路交通情勢調査（道路交通センサス）」（大阪府ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

また、平成 28 年に大阪市港湾局が調査した周辺の自動車類交通量は表 2.1.7(2)に示すとおりである。

表 2.1.7(2) 事業計画地周辺の自動車類交通量（平成 28 年実施 大阪市港湾局資料）

No.	交通量観測地点地名	自動車類 12 時間交通量			大型車 混入率(%)
		小型車	大型車	合計	
A	夢咲トンネル	5,107	9,647	14,754	65.4
B	ATC 北	12,838	12,204	25,042	48.7
C	南港大橋北詰	16,817	15,401	32,218	47.8
D	咲洲トンネル	10,535	5,051	15,586	32.4
E	常吉大橋	3,086	2,664	5,750	46.3
F	此花大橋	7,242	9,905	17,147	57.8
G	舞洲東	4,270	5,736	10,006	57.3
H	夢洲北	4,438	8,026	12,464	64.4
I	夢洲南	4,487	10,183	14,670	69.4

注：1. 表中「No.」は、図 2.1.1 と対応している。

2. 12 時間交通量は、午前 7 時から午後 7 時までの観測結果である。

3. 大型車混入率(%)は、12 時間交通量の結果を基に算出している。

※大阪市港湾局資料をもとに作成



図 2.1.1 事業計画地周辺の主要道路

2. 鉄道

事業計画地周辺の鉄道各駅における乗車及び降車人員は表 2.1.8 に、事業計画地周辺の鉄道路線は、図 2.1.2 に示すとおりである。

表 2.1.8 事業計画地周辺の各駅における乗車及び降車人員

路 線	駅 名	乗車人員 (人/日)	降車人員 (人/日)
JR 桜島線	安治川口	11,682	—
	ユニバーサルシティ	13,179	—
	桜島	9,809	—
Osaka Metro 中央線	大阪港	7,256	7,206
	コスモスクエア	10,515	10,096
Osaka Metro ニュートラム 南港ポートタウン線	トレードセンター前	5,893	6,462
	中ふ頭	2,397	2,413
	ポートタウン西	4,163	4,111
	ポートタウン東	6,398	6,396
	フェリーターミナル	1,523	1,665
	南港東	1,800	1,835
	南港口	2,124	2,114

注：1. JR は令和 2 年度中の 1 日平均の乗車人員である。

2. Osaka Metro 中央線及び Osaka Metro ニュートラム南港ポートタウン線は令和 2 年の交通量調査による 1 日の乗降人員である。

3. コスモスクエア駅の乗降人員は、ニュートラム南港ポートタウン線の利用者を含む。

出典：「令和 3 年度 大阪府統計年鑑」（大阪府、令和 4 年）

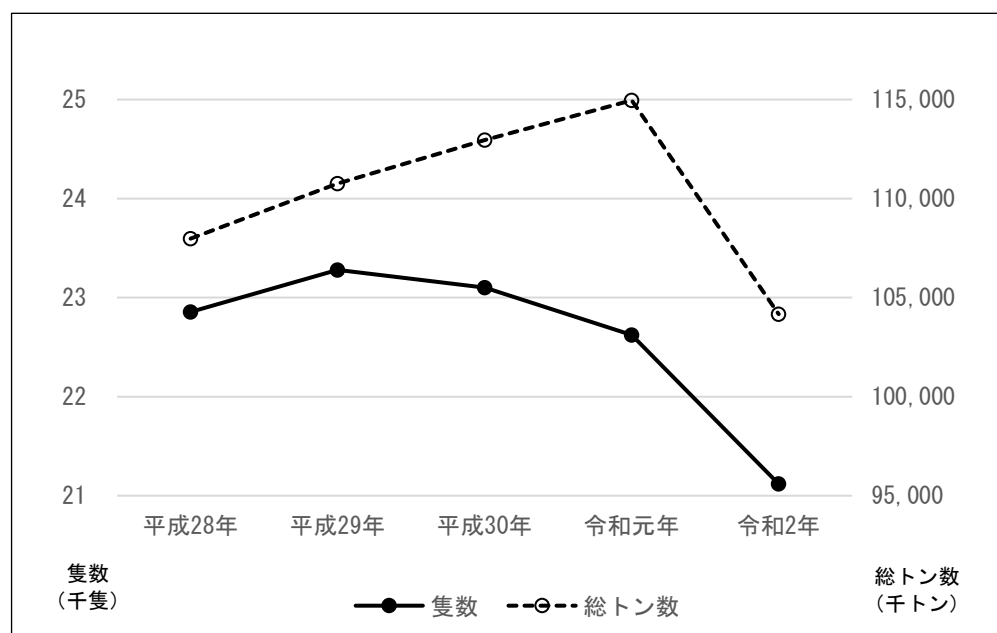


図 2.1.2 事業計画地周辺の鉄道路線図

3. 海上交通

大阪港の入港船舶隻数及び総トン数の推移は図 2.1.3、大阪港における令和 2 年の入港船舶の隻数と総トン数は表 2.1.9 に示すとおりである。

令和 2 年における大阪港の入港船舶隻数（外航船舶、内航船舶）は 21,118 隻、総トン数については約 1 億トンとなっている。



出典：「港湾統計（年報）」（大阪市港湾局ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

図 2.1.3 入港船舶隻数及び総トン数の推移（大阪港）

表 2.1.9 大阪港における入港船舶の隻数と総トン数

（単位：隻、総トン）

		令和 2 年	令和元年	前年比 (%)	構成比 (%)
総数	隻数	21,118	22,622	93.4	100.0
	総トン数	104,163,137	114,959,930	90.6	100.0
外航船	隻数	4,743	5,042	94.1	22.5
	総トン数	66,056,359	76,625,917	86.2	63.4
うちフルコンテナ船	隻数	3,433	3,554	96.6	72.4
	総トン数	53,312,010	57,110,692	93.3	80.7
内航船	隻数	16,375	17,580	93.1	77.5
	総トン数	38,106,778	38,334,013	99.4	36.6
うちフェリー船	隻数	1,771	1,777	99.7	10.8
	総トン数	22,160,571	22,161,486	100.0	58.2

出典：「2020 年の大阪港の港勢」（大阪市港湾局ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

大阪港における船舶乗降客数の推移は、表 2.1.10 に示すとおりである。

令和 2 年の大阪港における乗降客数は、1,036,555 人となっている。

表 2.1.10 大阪港における乗降客数の推移

(単位：人)

区分	年次	外国航路	内国航路	航路合計	外国フェリー	内国フェリー	フェリー合計
乗船 人員	平成 28 年	62,323	461,642	523,965	36,091	458,173	494,264
	平成 29 年	95,414	500,789	596,203	34,555	495,647	530,202
	平成 30 年	106,047	499,296	605,343	28,516	496,611	525,127
	令和元年	128,950	533,199	662,149	20,498	524,414	544,912
	令和 2 年	4,446	237,896	242,342	1,582	237,620	239,202
降船 人員	平成 28 年	63,177	488,476	551,653	36,803	483,585	520,388
	平成 29 年	96,431	533,185	629,616	35,171	527,776	562,947
	平成 30 年	106,477	526,466	632,943	28,769	524,373	553,142
	令和元年	127,204	574,166	701,370	19,709	565,112	584,821
	令和 2 年	4,588	274,474	279,062	1,722	274,227	275,949

出典：「港湾統計（年報）」（大阪市港湾局ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

大阪港における定期船航路就航状況は表 2.1.11 に、ふ頭位置は図 2.1.4 に示すとおりである。

内航では、大阪南港フェリーターミナル、さんふらわあターミナルから、西日本各地を結ぶ大型フェリーや客船が 1 日 5 便、天保山客船ターミナルからは大阪港を周遊するクルーズ船が就航している。

表 2.1.11 定期船航路就航状況

ふ頭名	航路	就航船 (総トン数)	便数
大阪港国際フェリーターミナル	上海	14,410	1 便/週
		14,543	1 便/週
	釜山	21,535	3 便/週
大阪南港フェリーターミナル	新門司	15,025	2 便/日
		14,920	
	東予	14,759	1 便/日
さんふらわあターミナル	別府	9,245	1 便/日
	志布志	13,659	1 便/日
天保山客船ターミナル	大阪港周遊 (天保山発着大阪港内周遊)	566	5 便/日 運休日有
	大阪港周遊 (大阪31めぐり)	49	団体貸切のみ
	大阪港周遊 (ユニバーサルシティ・ポート)	60	18～24 便/日

出典：大阪市港湾局資料

「客船・フェリー」（公益社団法人 大阪港振興協会ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

「名門大洋フェリー」（株式会社名門大洋フェリーホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

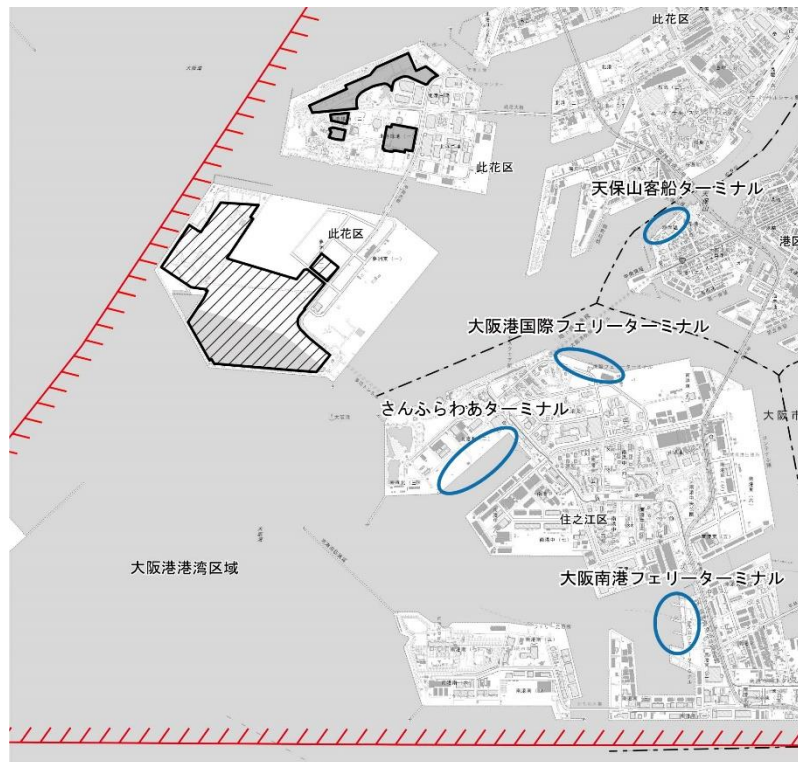
「オレンジフェリー」（四国開発フェリー株式会社ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

「フェリーさんふらわあ」（株式会社フェリーさんふらわあホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

「大阪水上バス」（大阪水上バス株式会社ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

「シャトルクルーザー キャプテンライン」

（株式会社キャプテンラインホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）



この地図は、国土地理院の電子地形図 25000 をもとに作成した。

出典：「客船・フェリー」（公益社団法人 大阪港振興協会ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

図 2.1.4 定期航路ふ頭位置

2.1.4 土地利用

1. 用途地域

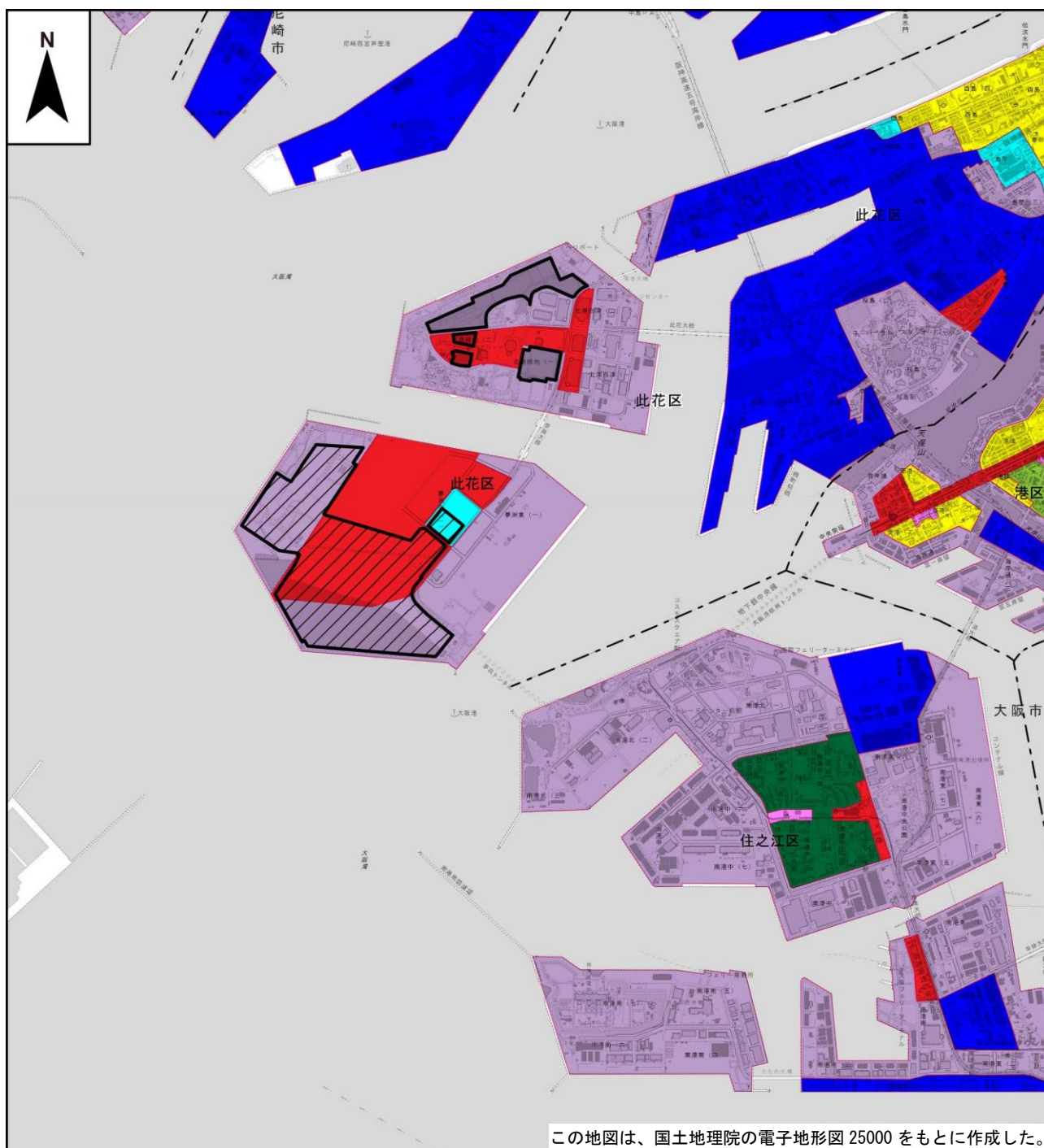
事業計画地及びその周辺の用途地域の指定状況は、図 2.1.5 に示すとおりである。事業計画地は、準工業地域、工業地域及び商業地域に指定されている。

2. 土地利用の状況

事業計画地及びその周辺の土地利用の状況は、図 2.1.6 に示すとおりである。事業計画地は、「建物のない土地」となっており、夢洲には「運輸通信施設」が立地している他、「販売商業施設」が僅かに立地している。舞洲には、「公園・緑地・お墓」及び「遊興・娯楽・サービス施設」が立地している。

また、令和 2 年 1 月 1 日現在の此花区及び大阪市における地目別（有租地）面積の構成比は、図 2.1.7 に示すとおりである。

事業計画地の位置する此花区では、工業地区が 55.5%、住宅地区が 27.5%、商業地区が 9.8%、雑種地が 7.2%の構成となっている。



凡例

	会場予定地		第1種住居地域
	(仮称) 舞洲駐車場予定地		近隣商業地域
	市区界		商業地域
	第1種中高層住居専用地域		準工業地域
	第2種中高層住居専用地域		工業地域
			工業専用地域

1:50,000

出典：「地図情報サイト マップナビ おおさか」(大阪市ホームページ 令和4年4月閲覧)
「地図情報あまがさき」(尼崎市ホームページ、令和4年4月閲覧)
「にしのみやWeb GIS」(西宮市ホームページ、令和4年4月閲覧)

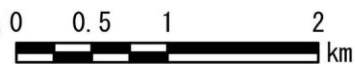


図 2.1.5 事業計画地周辺の用途地域の指定状況

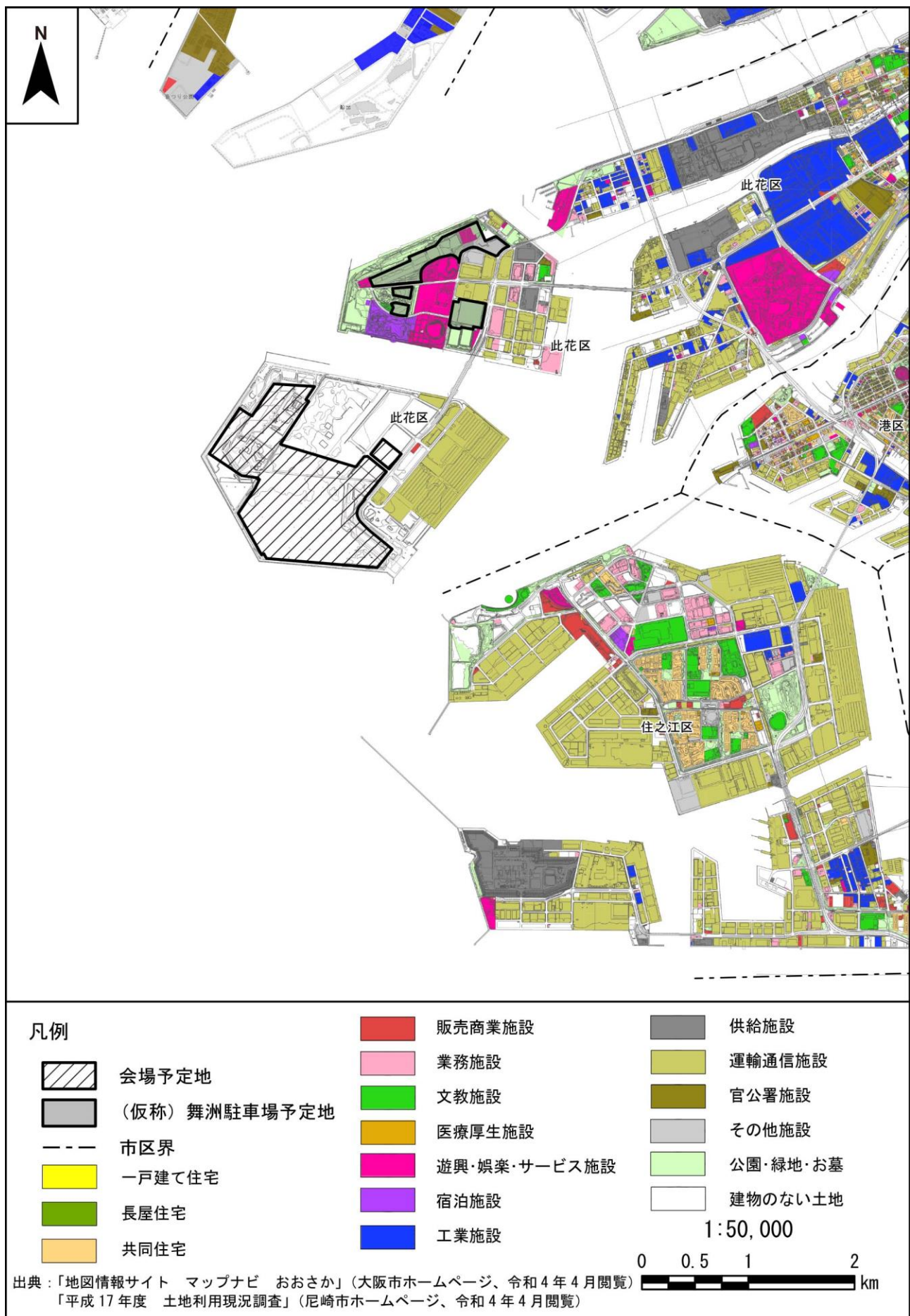
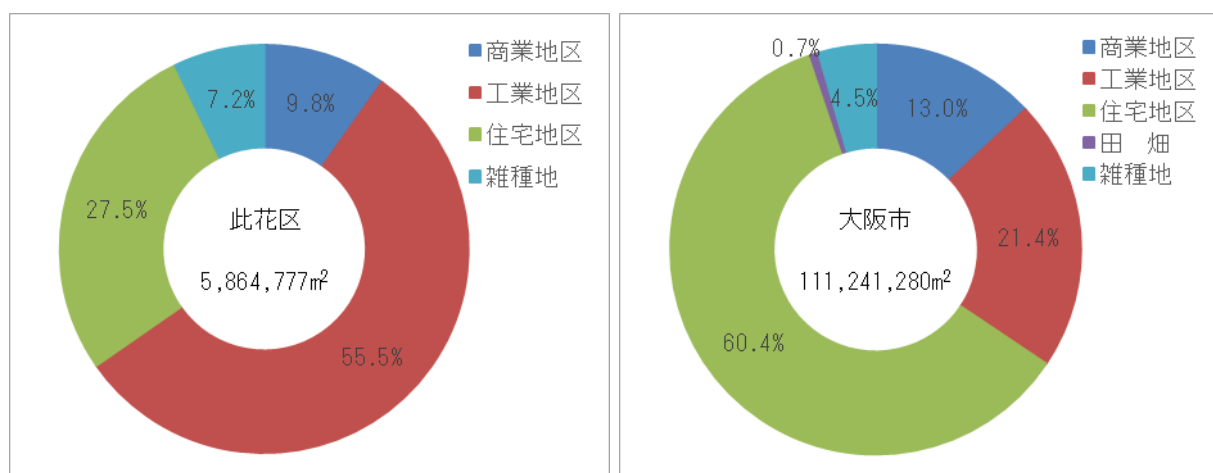


図 2.1.6 事業計画地周辺の土地利用の状況

令和2年1月1日現在

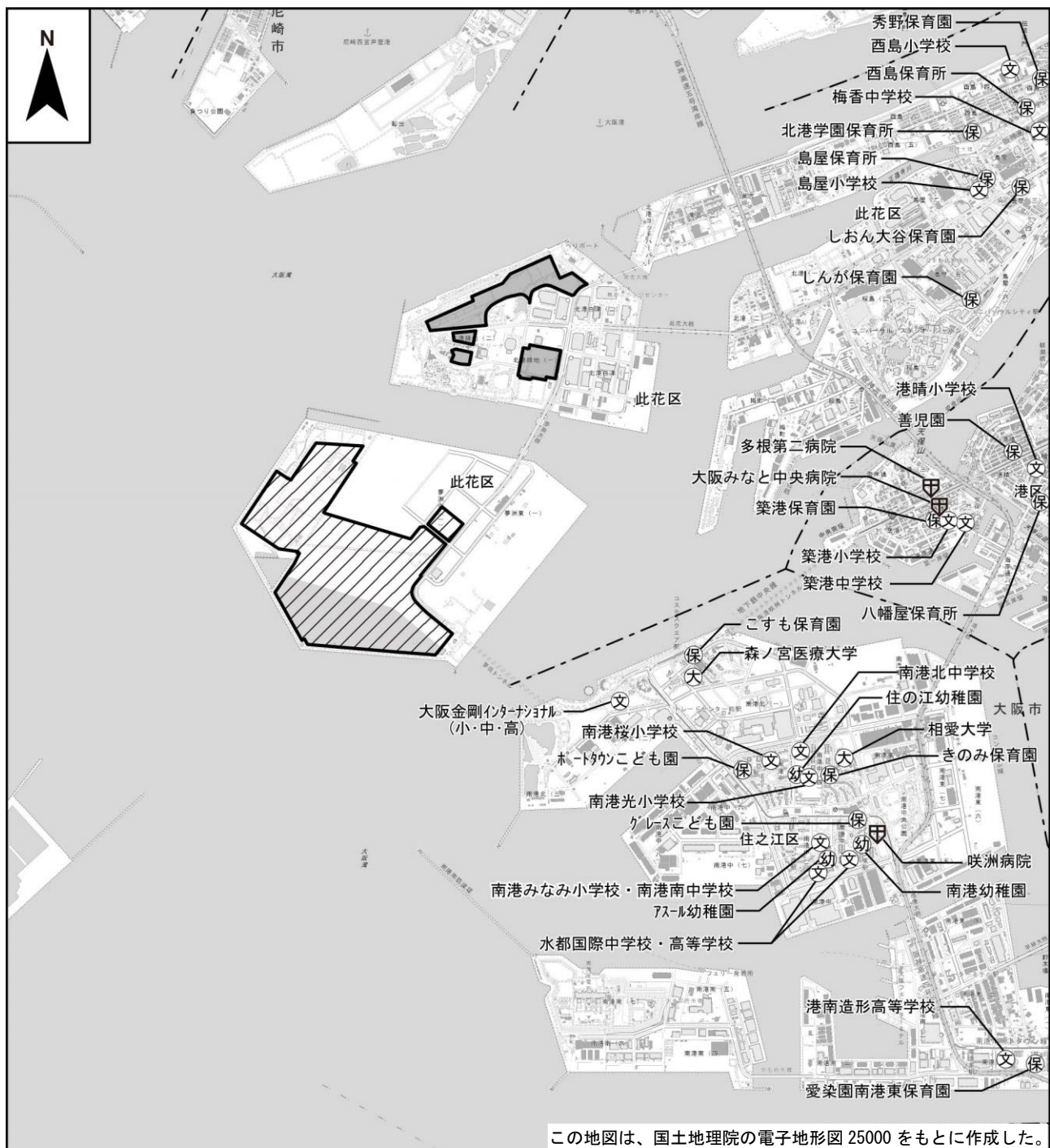


出典：「大阪市統計書」（大阪市、2020年）

図 2.1.7 地目別（有租地）面積の構成比

3. 事業計画地周辺の学校、病院等の施設

事業計画地周辺の学校、病院等の施設は、図 2.1.8 に示すとおりである。事業計画地である夢洲、舞洲には学校、病院等はない。



凡例

- | | | | | | |
|--|---------------|--|-----|--|-----|
| | 会場予定地 | | 幼稚園 | | 学 校 |
| | (仮称) 舞洲駐車場予定地 | | 保育園 | | 大 学 |
| | 市区界 | | 病 院 | | |

出典：「地図情報サイト マップナビおおさか」「保育施設等一覧」
 (大阪府ホームページ、令和4年4月閲覧)
 「府内の市町村立小・中・義務教育学校住所一覧」
 「大阪府内にある公立高校・支援学校等ホームページ一覧」
 (大阪府ホームページ、令和4年4月閲覧)

1:50,000
 0 0.5 1 2
 km

図 2.1.8 事業計画地周辺の学校、病院の位置

2.1.5 水域

1. 水域利用の状況

事業計画地周辺の海域は、図 2.1.9 に示すとおり大阪港港湾区域である。大阪港港湾区域内には漁港法（昭和 25 年 法律第 37 号）に基づく漁港区域はなく、漁業権は設定されていない。なお、海面漁業生産統計調査（農林水産省ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）によると、大阪市における平成 30 年の漁獲量は 210t である。

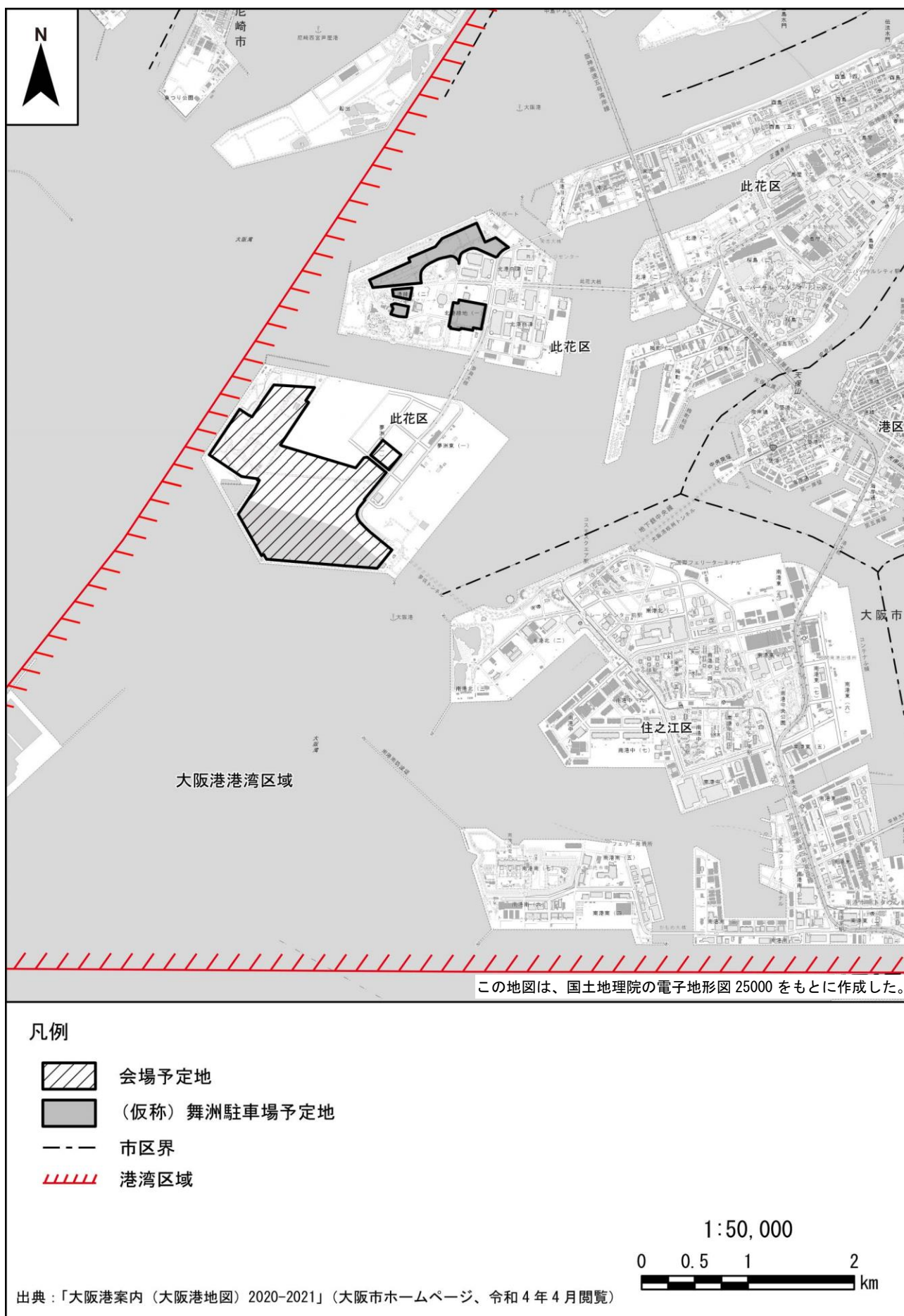


図 2.1.9 大阪港港湾区域図

2. 上水道、下水道

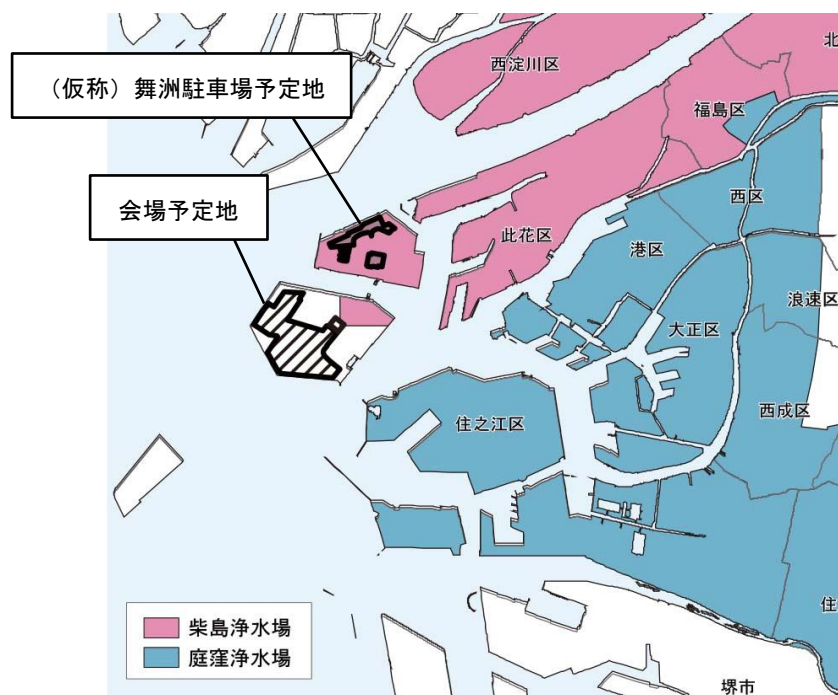
(1) 上水道

大阪市における上水道の総合取水量及び給水量等の推移は表 2.1.12 に、浄水場別の給水区域は図 2.1.10 に示すとおりである。令和元年度における大阪市の総合取水量は約 4 億 3 千万 m³、給水量は約 4 億 1 千万 m³、給水人口は約 270 万人、給水世帯数は約 160 万戸となっている。5 年間の推移をみると、給水人口及び給水世帯数は増加傾向にあるが、総合取水量及び給水量ともに減少傾向にある。会場予定地が位置する夢洲については、今後大阪市が上水道の整備を計画している。

表 2.1.12 総合取水量及び給水量等の推移

年度	取水量 (総数) (m ³)	給水量 (m ³)	有効率 (%)	1 日一人 あたり平均 給水量 (L)	給水 人口 (人)	給水 世帯数 (戸)	給水契約数			
							総数	一般用	業務用	湯屋用
平成 27 年	432,054,200	410,393,400	93.6	415.7	2,694,610	1,556,135	1,053,154	1,052,571	290	293
平成 28 年	427,260,900	403,349,000	95.1	408.6	2,704,557	1,576,080	1,076,585	1,076,028	282	275
平成 29 年	432,621,600	405,103,000	94.6	408.5	2,716,989	1,596,512	1,100,143	1,099,619	267	257
平成 30 年	431,831,800	405,775,100	93.9	407.4	2,728,981	1,616,837	1,123,142	1,122,713	191	238
令和元年	432,990,700	405,990,500	94.4	404.0	2,746,983	1,635,726	1,144,871	1,144,474	171	226

出典：「大阪市統計書」（大阪市、2020 年）



出典：「大阪市水道事業概要」（大阪市水道局、令和 3 年）

図 2.1.10 浄水場別給水区域

(2) 下水道

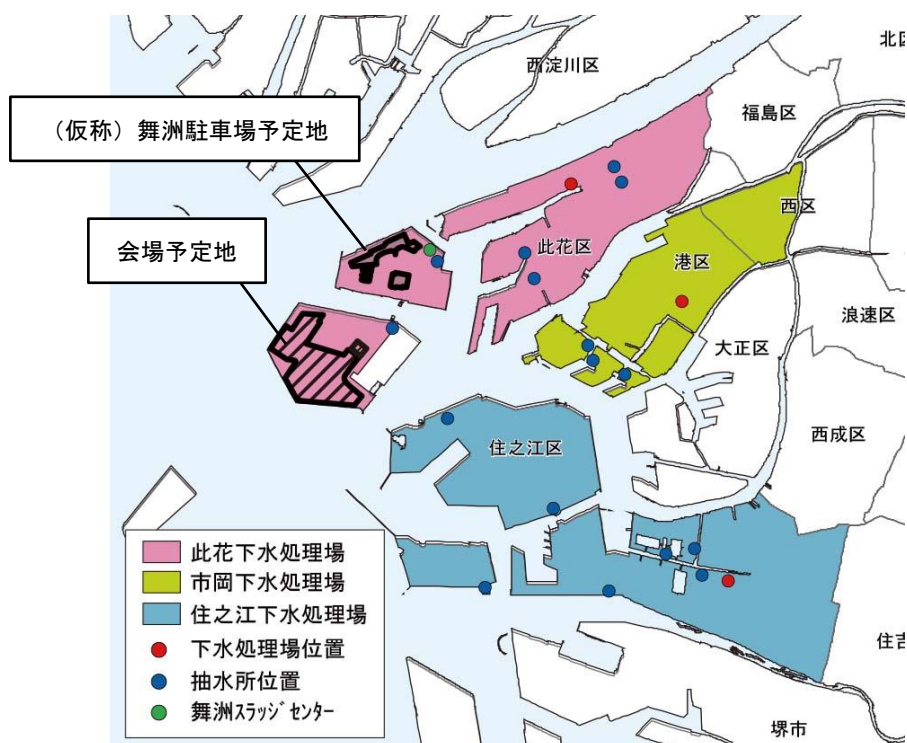
大阪市の令和 2 年度末の下水道の普及状況は表 2.1.13 に、事業計画地及びその周辺の下水処理場別の処理区域は図 2.1.11 に示すとおりである。

大阪市では、早くから下水道の整備に努めてきた結果、面積普及率は 97.6%、人口普及率は 99.9%となっている。会場予定地は、令和元年度第 2 回大阪市都市計画審議会において、此花下水処理場の排水区域に編入された。

表 2.1.13 下水道の普及状況（令和 2 年度末）

区域	処理面積 (ha)	陸地面積 (ha)	処理区域 面積普及率 (%)	処理人口 普及率 (%)	下水管 渠延長 (km)	処理 場数	処理能力 (m ³ /日)
此花処理区域	1,387	—	—	—	—	1	168,000
市岡処理区域	821	—	—	—	—	1	120,000
住之江処理区域	3,231	—	—	—	—	1	220,000
大阪市全域	19,062	19,530	97.6	99.9	4.967	12	2,844,000

出典：「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）



※大阪市資料をもとに作成

図 2.1.11 下水処理場別処理区域

2.2 生活環境の概要

2.2.1 大気質

「令和2年度の大気汚染状況」、「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」及び「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）によると、事業計画地周辺における大気質の現況は以下に示すとおりである。

なお、大阪市内における大気汚染常時監視測定局の配置は図2.2.1に、事業計画地周辺の測定局における測定結果の概要は表2.2.1(1)、(2)に、それぞれ示すとおりである。

1. 二酸化窒素（NO₂）

事業計画地から最も近い住之江区の南港中央公園測定局の、令和2年度における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.043ppmであった。そのほか住之江区では、清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局、住之江交差点測定局で測定が行われており、それぞれ0.035ppm、0.036ppm、0.040ppmであった。また、此花区では此花区役所測定局で0.038ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般環境大気測定局（以下「一般局」という。）13局及び自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という。）11局の全局で達成した。

2. 浮遊粒子状物質（SPM）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における浮遊粒子状物質の日平均値の2%除外値は0.039mg/m³であった。そのほか清江小学校測定局、北粉浜小学校測定局においてそれぞれ0.040mg/m³、0.046mg/m³であった。また、此花区役所測定局で0.039mg/m³であった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（14局）及び自排局（9局）の全局で達成した。

3. 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における微小粒子状物質の年平均値及び日平均値の年間98%値は13.7μg/m³及び31.8μg/m³であった。そのほか北粉浜小学校測定局で16.1μg/m³及び38.7μg/m³であった。また、此花区役所測定局で11.0μg/m³及び28.7μg/m³であった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局7局のうち6局で達成し、自排局5局のうち4局で達成した。

4. 光化学オキシダント（O_x）

事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における光化学オキシダントの昼間（午前6時から午後8時）の1時間値の年平均値は、0.026ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.032ppmであった。また、此花区役所測定局で0.028ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況（短期的評価）は、前年度に引き続き一般局（13局）の全局で達成しなかった。

5. 二酸化硫黄（SO₂）

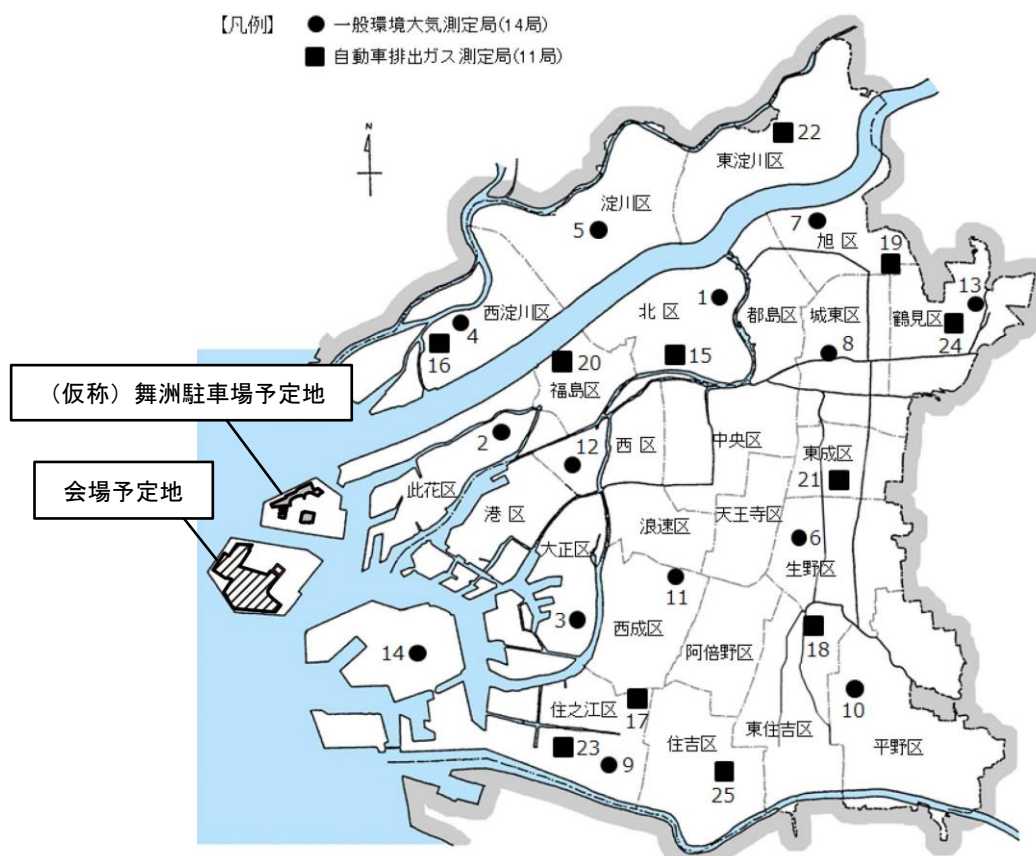
事業計画地から最も近い南港中央公園測定局の、令和2年度における二酸化硫黄の日平均値の2%除外値は0.006ppmであった。そのほか清江小学校測定局で0.014ppmであった。また、此花区役所測定局で0.006ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、一般局（10局）及び自排局（2局）の全局で達成した。

6. 一酸化炭素（CO）

此花区、港区、住之江区では一酸化炭素の測定は行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で行われており、令和2年度における日平均値の2%除外値は0.5ppmであった。

なお、令和2年度の市内における環境基準達成状況は、自排局（3局）の全局で達成した。



出典：「令和2年度の大気汚染状況」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

図 2.2.1 大気汚染常時監視測定局の配置

表 2.2.1(1) 大気質の測定結果の概要（一般環境大気測定局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			光化学オキシダント (O _x)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		年 平 均 値	日平均 値の 年間 98%値	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 2% 除外値	基準 超過 が 2日 以上 連続 の有無	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 年間 98%値	環境 基準 達成 状況	昼間の 1時間 値の年 平均値	昼間の1 時間値が 0.06ppm を超えた 日数	昼間の1 時間値が 0.06ppm を超えた 時間数	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 2% 除外値	基準 超過 が 2日 以上 連続 の有無	環境 基準 達成 状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(日)	(時間)		(ppm)	(ppm)		
2	此花区役所	0.017	0.038	○	0.016	0.039	無	○	11.0	28.7	○	0.028	22	94	×	0.003	0.006	無	○
9	清江小学校	0.016	0.035	○	0.015	0.040	無	○	—	—	—	0.032	69	313	×	0.005	0.014	無	○
14	南港中央公園	0.019	0.043	○	0.015	0.039	無	○	13.7	31.8	○	0.026	44	150	×	0.004	0.006	無	○
市内平均		0.015	—	13 — 13	0.016	—	—	14 — 14	12.3	—	6 — 7	0.032	62	268	0 — 13	0.004	—	—	10 — 10
環境基準の 評価方法		日平均値の 年間98%値が 0.06ppm以下で あること。			日平均値の2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 基準超過が2日以上 連続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ 日平均値の年間98% 値が35μg/m ³ 以下であること。			1時間値が0.06ppm 以下であること。				日平均値の2%除外値が 0.04ppm以下であり、 基準超過が2日以上 連続しないこと。			

表 2.2.1(2) 大気質の測定結果の概要（自動車排出ガス測定局）

番号	測定局名	二酸化窒素 (NO ₂)			浮遊粒子状物質 (SPM)				微小粒子状物質 (PM _{2.5})			一酸化炭素 (CO)				二酸化硫黄 (SO ₂)			
		年 平 均 値	日平均 値の 年間 98%値	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 2% 除外値	基準 超過 が 2日 以上 連続 の有無	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 年間 98%値	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 2% 除外値	基準 超過 が 2日 以上 連続 の有無	環境 基準 達成 状況	年 平 均 値	日平均 値の 2% 除外値	基準 超過 が 2日 以上 連続 の有無	環境 基準 達成 状況
		(ppm)	(ppm)		(mg/m ³)	(mg/m ³)			(μg/m ³)	(μg/m ³)		(ppm)	(ppm)			(ppm)	(ppm)		
16	出来島小学校	0.023	0.041	○	0.016	0.040	無	○	11.3	28.1	○	0.3	0.5	無	○	0.003	0.004	無	○
17	北粉浜小学校	0.018	0.036	○	0.018	0.046	無	○	16.1	38.7	×	—	—	—	—	—	—	—	—
23	住之江交差点	0.021	0.040	○	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市内平均		0.019	—	11 — 11	0.017	—	—	9 — 9	12.0	—	4 — 5	0.3	—	—	3 — 3	0.003	—	—	2 — 2
環境基準の 評価方法		日平均値の 年間98%値が 0.06ppm以下で あること。			日平均値の2%除外値が 0.10mg/m ³ 以下であり、 基準超過が2日以上 連続しないこと。				1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ 日平均値の年間98% 値が35μg/m ³ 以下であること。			日平均値の2%除外値が 10ppm以下であり、 基準超過が2日以上 連続しないこと。				日平均値の2%除外値が 0.04ppm以下であり、 基準超過が2日以上 連続しないこと。			

- 注：1. 各項目の市内平均の年平均値欄の数字は、各測定局の年平均値の平均を示す。
2. 各項目の市内平均の環境基準達成状況欄の数字は、（環境基準達成局数） / （有効測定局数）を示す。
3. 環境基準達成状況については、光化学オキシダントを除き長期的評価による。
4. 番号は図 2.2.1 に対応している。

出典：「令和2年度の大気汚染状況」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

7. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン

此花区、港区、住之江区では測定が行われていない。事業計画地から近いところでは、西淀川区の出来島小学校測定局で令和2年度におけるベンゼンの年平均値が $0.97 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、大正区の平尾小学校測定局でジクロロメタンの年平均値が $2.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ であった。

なお、令和2年度の市内4地点における環境基準達成状況は、表2.2.2に示すとおり、一般局（3局）、自排局（1局）の全局で達成した。

表 2.2.2 令和2年度の有害大気汚染物質のモニタリング結果

(単位: $\mu\text{g}/\text{m}^3$)

物質名 (番号) 測定局名	(1)	(10)	(3)	(16)	市内 平均	環境基準 【指針値】
	北区 菅北小学校	平野区 摂陽中学校	大正区 平尾小学校	西淀川区 出来島小学校		
ベンゼン	0.68	0.64	－	0.97	0.76	3 以下
トリクロロエチレン	0.34	0.40	－	－	0.37	130 以下
テトラクロロエチレン	0.16	0.23	－	－	0.20	200 以下
ジクロロメタン	2.0	2.4	2.6	－	2.3	150 以下

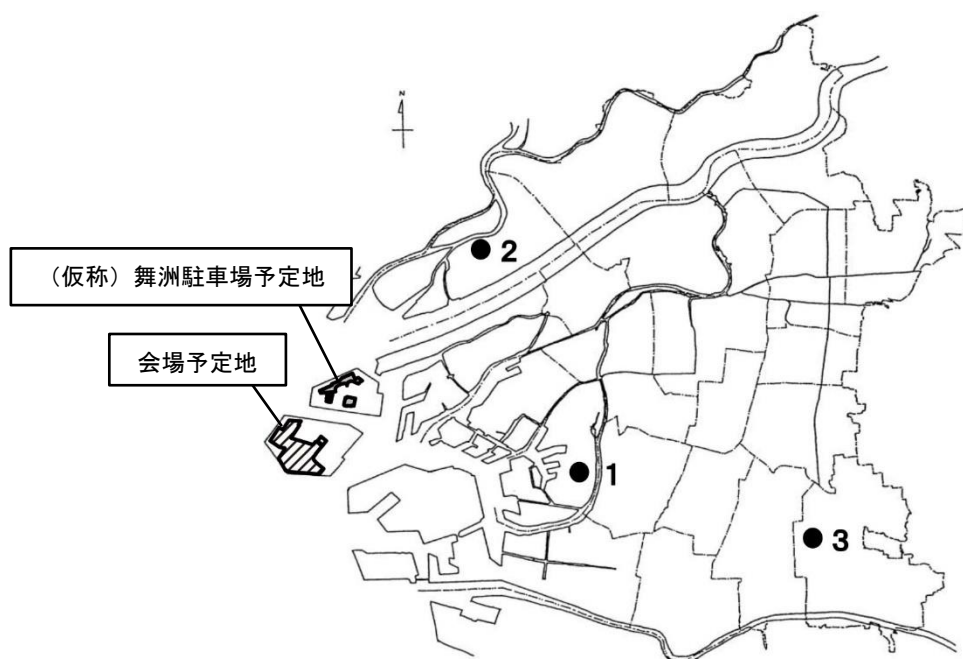
注：番号は図2.2.1に対応している。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

8. ダイオキシン類

令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査地点及び結果は、図2.2.2及び表2.2.3に示すとおりである。此花区、港区、住之江区では調査は行われていない。事業計画地から近いところでは、大正区の平尾小学校で年間平均値が0.047pg-TEQ/m³、西淀川区の淀中学校で0.043pg-TEQ/m³であった。

なお、市内の年間平均値の範囲は0.036～0.047pg-TEQ/m³であり、調査地点（3地点）全てで環境基準（0.6pg-TEQ/m³以下）を達成した。



出典：「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

図2.2.2 令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査地点

表2.2.3 令和2年度のダイオキシン類（大気）の調査結果

（単位：pg-TEQ/m³）

No.	調査地点	年間測定回数	測定結果の最小値～最大値	令和元年度年間平均値
1	（大正区） 平尾小学校	2	0.037～0.057	0.047
2	（西淀川区） 淀中学校	2	0.036～0.050	0.043
3	（平野区） 摂陽中学校	2	0.031～0.040	0.036

出典：「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）」

2.2.2 水質

「大阪市環境白書（令和3年度版）」、「令和2年度大阪府域河川等水質調査結果報告書」（大阪府、令和4年）及び「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における令和2年度の水質の生活環境項目及び健康項目、令和2年度のダイオキシン類の現況は以下に示すとおりである。

なお、令和2年度の河川・海域における水質調査地点は、図2.2.3に示すとおりである。事業計画地周辺の大阪湾水域における水質調査結果は、表2.2.4に示すとおりである。

1. 生活環境項目

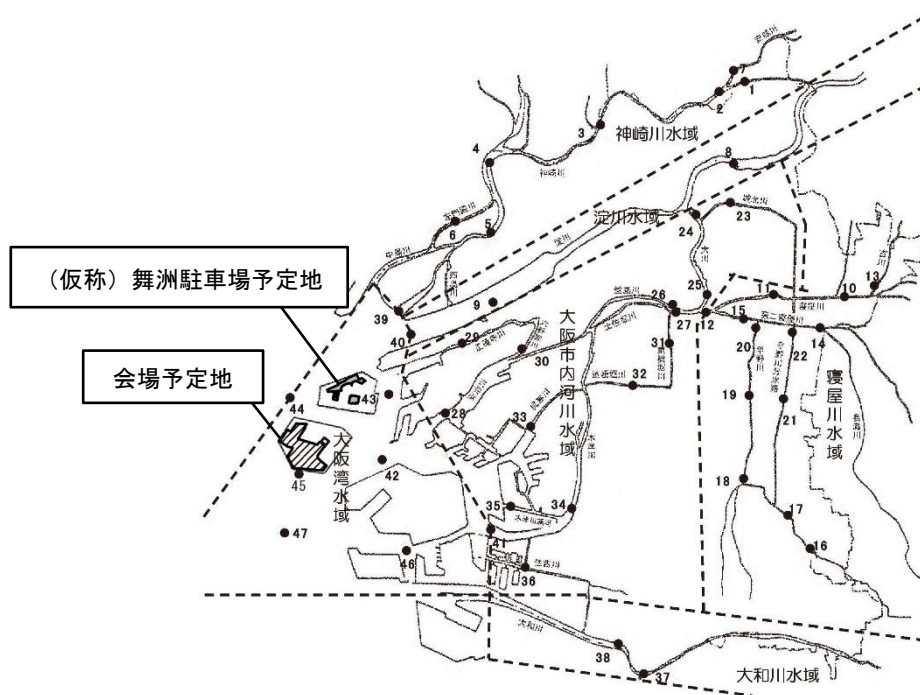
大阪湾水域は、環境基準の類型指定（海域C類型）を受けており、全9地点で調査が行われている。

令和2年度の調査結果は、pHが神崎川河口中央、淀川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、北港沖1,000m、大阪港関門外、南港、大阪港C-3の8地点で最大値が8.3を超えた。全窒素は神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、No.25ドルフィン、南港の6地点で、全リンは神崎川河口中央、淀川河口中央、木津川河口中央、No.5ブイ跡、大阪港関門外、南港の6地点で、年平均値が環境基準（全窒素：1mg/L以下、全リン：0.09mg/L以下）を達成しなかった。

2. 健康項目

事業計画地周辺では、全7地点で調査が行われている。

令和2年度の調査結果は、全地点において環境基準を達成した。



出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

図2.2.3 令和2年度の河川・海域における水質調査地点

表 2.2.4 大阪湾水域における水質調査結果

No.	調査地点	類型	pH	DO (mg/L)	COD (mg/L)	全窒素 (mg/L)	全リン (mg/L)
39	神崎川 河口中央	C・IV	7.9～8.7	8.4	4.4 (4.9)	2.2	0.17
40	淀川 河口中央	C・IV	7.5～8.8	9.1	3.8 (3.9)	1.1	0.11
41	木津川 河口中央	C・IV	7.4～8.0	8.8	4.4 (4.7)	2.9	0.15
42	No.5 ブイ跡	C・IV	8.0～8.9	9.8	4.0 (5.0)	1.4	0.15
43	No.25 トルフィン	C・IV	8.0～9.0	11	4.4 (4.0)	1.3	0.065
44	北港沖 1,000m	C・IV	8.2～8.9	11	4.1 (3.6)	0.97	0.048
45	大阪港 関門外	C・IV	7.2～8.8	9.5	4.0 (4.5)	1.0	0.099
46	南 港	C・IV	8.0～8.8	8.7	4.2 (4.4)	1.3	0.10
47	大阪湾 C-3	C・IV	7.8～8.7	8.7	4.5 (5.9)	0.77	0.077
環境基準			7.0 以上 8.3 以下	2mg/L 以上	8mg/L 以下	1mg/L 以下	0.09mg/L 以下

注：1. 表中の数値は、表層における測定値である。

2. 数値は年平均値である。(但し、pHは最小～最大を示している。)

3. CODの()内の数値は、日間平均値の年間75%値を示している。

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

3. ダイオキシン類

ダイオキシン類（水質）の調査地点は、図 2.2.4 に示すとおり、海域では7地点で調査が行われている。同地点では水底の底質についても調査が行われており、これらの調査結果は、表 2.2.5 に示すとおりである。

平成30年度から令和2年度にかけて、全地点で環境基準（水質：1pg-TEQ/L以下、底質：150pg-TEQ/g以下）を達成した。

2.2.3 地下水

「大阪市環境白書（令和3年度版）」及び「令和2年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、事業計画地周辺における令和2年度の地下水の環境基準項目及び令和2年度のダイオキシン類の現況は、以下に示すとおりである。

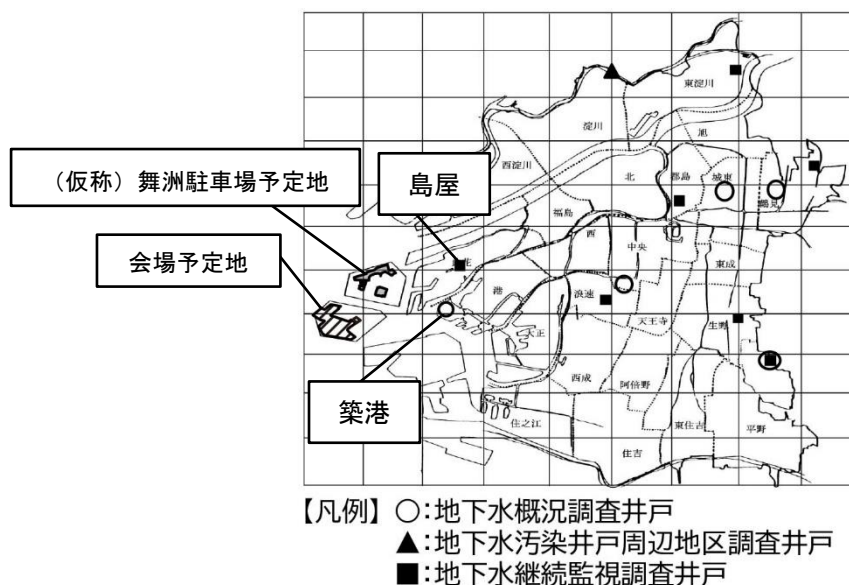
1. 人の健康の保護に関する項目

令和2年度の地下水汚染調査では、地域の全体的な地下水質の状況を把握するための概況調査、前年度の概況調査等により地下水汚染の可能性がある地点・項目について汚染範囲を確認するための汚染井戸周辺地区調査、それにより地下水汚染が確認された地点・項目について継続的に監視を行うための継続監視調査が実施されている。地下水汚染調査地点は、図2.2.5に示すとおりである。

概況調査は大阪市内の5地点で行われている。事業計画地周辺では港区築港で実施されており、その結果は表2.2.6に示すとおりである。全ての項目について環境基準を達成した。

汚染井戸周辺地区調査は大阪市内の1地点で行われているが、事業計画地周辺では実施されていない。なお、調査結果は環境基準を達成した。

継続監視調査は、事業計画地周辺では此花区島屋でほう素について実施されており、その結果は2.1mg/Lで環境基準（1mg/L）を達成しなかった。



出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

図2.2.5 令和2年度の地下水汚染調査地点

表 2.2.6 地下水の概況調査結果

測定項目	環境基準値(mg/L)	港区築港
カドミウム	0.003	<0.0003
全シアン	検出されないこと	検出せず
鉛	0.01	<0.005
六価クロム	0.05	<0.02
砒素	0.01	<0.005
総水銀	0.0005	<0.0005
P C B	検出されないこと	検出せず
ジクロロメタン	0.02	<0.002
四塩化炭素	0.002	<0.0002
クロロエチレン (塩化ビニルモノマー)	0.002	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	0.004	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	0.1	<0.002
1,2-ジクロロエチレン	0.04	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	1	<0.0005
1,1,2-トリクロロエタン	0.006	<0.0006
トリクロロエチレン	0.01	<0.001
テトラクロロエチレン	0.01	<0.0005
1,3-ジクロロプロペン	0.002	<0.0002
チウラム	0.006	<0.0006
シマジン	0.003	<0.0003
チオベンカルブ	0.02	<0.002
ベンゼン	0.01	<0.001
セレン	0.01	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10	<0.08
ふっ素	0.8	0.22
ほう素	1	0.4
1,4-ジオキサン	0.05	<0.005

出典：「大阪市環境白書（令和3年度版）」（大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧）

2. ダイオキシン類

令和2年度のダイオキシン類（地下水質）について、事業計画地周辺では調査は実施されていない。

なお、調査は市内1地点（中央区千日前）で実施されており、その年平均値は0.034pg-TEQ/Lで環境基準（1pg-TEQ/L以下）を達成した。

2.2.4 土壌

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、令和 2 年度に報告書の提出等があった土壌調査件数は 48 件であり、そのうち指定基準を超過する物質が検出された事例は 41 件であった。

会場予定地がある夢洲については、夢洲中一丁目及び夢洲東一丁目に 1 か所（埋立地特例区域）と夢洲東一丁目に 1 か所（一般管理区域）、（仮称）舞洲駐車場予定地がある舞洲については、北港白津二丁目（一般管理区域）に 1 か所、北港白津一丁目に 3 か所（埋立地特例区域）が「土壌汚染対策法」に基づく形質変更時要届出区域に指定されている。また、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」の区域指定を受けた土地はない。

「令和 2 年度ダイオキシン類環境調査結果」によると、令和 2 年度のダイオキシン類（土壌）について、事業計画地周辺では調査は実施されていない。

なお、調査は市内 2 地点（平野区摂陽中学校及び東淀川区北淀公園）で実施されており、その年平均値は 16pg-TEQ/g 及び 3.0pg-TEQ/g で環境基準（1,000pg-TEQ/g 以下）を達成した。

2.2.5 騒音・振動

1. 道路交通騒音・振動

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、事業計画地周辺における令和 2 年度の道路交通騒音・振動結果は、表 2.2.7 に示すとおりである。

事業計画地周辺における測定地点 7 地点のうち、騒音についての環境基準を昼夜間ともに達成したのは 2 地点、昼間のみ達成したのは一般国道 43 号（此花区春日出北 1-20-20）、大阪臨海線（住之江区南加賀屋 1-1-77）の 2 地点であった。

振動については環境基準がないため、道路交通振動の要請限度と比較すると、全地点で要請限度以下の値であった。

表 2.2.7 令和 2 年度の事業計画地周辺における道路交通騒音・振動結果

（単位：デシベル）

対象道路	測定地点	測定結果			
		騒音 (L _{eq})		振動 (L ₁₀)	
		昼間	夜間	昼間	夜間
一般国道 26 号	住之江区浜口東 3-5-16	71	67	47	44
一般国道 43 号	此花区春日出北 1-20-20	70	66	45	45
一般国道 172 号	港区田中 3-1-40	63	58	41	34
一般国道 172 号	港区市岡 1-5-33	67	64	42	38
大阪臨海線	住之江区南加賀屋 1-1-77	68	66	42	33
福島桜島線	此花区春日出北 2-1-9	72	69	50	41
住之江区第 8905 号線	住之江区新北島 4-2-3	71	67	49	32

注：1. 騒音についての環境基準（幹線道路に近接する空間）は、昼間（6 時～22 時）が 70 デシベル、夜間（22 時～翌朝 6 時）が 65 デシベルである。

2. 振動についての要請限度は、第一種区域で昼間（6 時～21 時）が 65 デシベル、夜間（21 時～翌朝 6 時）が 60 デシベル、第二種区域で昼間が 70 デシベル、夜間が 65 デシベルである。

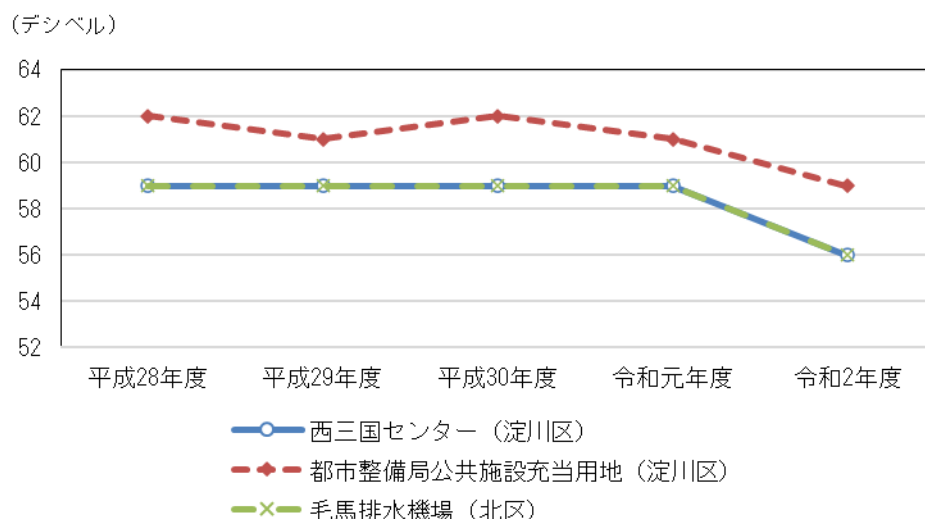
出典：「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

2. 航空機騒音

「航空機騒音について」（令和 4 年 4 月閲覧、大阪府ホームページ）、「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」及び「航空機騒音測定結果の推移」（令和 4 年 4 月閲覧、関西エアポート株式会社ホームページ）によると、大阪市内では、大阪国際空港周辺において、大阪府による通年測定 1 地点（西三国センター）、大阪市による短期測定（通年測定を補完する）1 地点（都市整備局公共施設充当用地）のほか、関西エアポート株式会社による常時観測 1 地点（毛馬排水機場）で航空機騒音測定を実施している。令和 2 年度の航空機測定結果は、56～59 デシベルとなっており、2 地点で環境基準（57 デシベル以下）を達成した。

上記 3 地点の過去 5 年間の航空機騒音の推移は、図 2.2.6 に示すとおりであり、都市整備局公共施設充当用地では過去 5 年間環境基準を超過しており、西三国センター及び毛馬排水機場では令和元年度までは環境基準を超過している。

注：航空機騒音に係る環境基準については、環境庁告示の改正により、平成 25 年 4 月 1 日から、加重等価平均感覚騒音レベル（WECPNL）から時間帯補正等価騒音レベル（ L_{den} ）へと変更となった。



出典：「航空機騒音について」（令和 4 年 4 月閲覧、大阪府ホームページ）
「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」（令和 4 年 4 月閲覧、大阪市ホームページ）
「航空機騒音測定結果の推移」（令和 4 年 4 月閲覧、関西エアポート株式会社ホームページ）

図 2.2.6 航空機騒音測定結果の推移

2.2.6 地盤沈下

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、平成 30 年度における此花区、港区、住之江区の水準点高さの、平成 27 年度との変動量分布及び最大変動量は、表 2.2.8 に示すとおりである。

此花区では、観測水準点 14 地点のうち 7 地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、梅町 2-1〔西 16（Ⅲ）〕で-0.69cm であった。

港区では、観測水準点 12 地点のうち沈下が観測された地点はなかった。最も変動が大きかったのは、海岸通 3-4〔西仮 69〕で 1.02cm であった。

住之江区では、観測水準点 6 地点のうち、2 地点で沈下が観測された。最も変動が大きかったのは、南港東 1-6〔南 66〕で-0.51cm であった。

表 2.2.8 各区における水準点高さの変動量分布及び最大変動量(平成 27 年度調査比)

(平成 30 年度調査実施)

区分	観測 水準 点数	変動量分布				最大変動量	
		沈下			±0.0 cm	変動量 (cm)	所在地〔水準点番号〕
		2cm 以上	1cm 以上	1cm 未満			
此花区	14	0	0	7	1	-0.69	梅町 2-1〔西 16 (Ⅲ)〕
港区	12	0	0	0	0	1.02	海岸通 3-4〔西仮 69〕
住之江区	6	0	0	2	0	-0.51	南港東 1-6〔南 66〕

出典：「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

2.2.7 悪臭

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、令和 2 年度の大阪市内の悪臭に係る苦情件数は、217 件で全公害苦情件数 1,453 件の 14.9%を占めていた。発生源別にみると、「工場・事業場」が 101 件、「飲食店営業」が 46 件、「その他」が 33 件となっている。

2.2.8 日照障害

日照障害について、大阪市内では「大阪市建築基準法施行条例」（平成 12 年大阪市条例第 62 号）に基づき、日影規制が行われている。万博会場予定地の用途地域は、準工業地域及び商業地域に指定されている。なお、商業地域及び臨海地区の準工業地域は、「大阪市建築基準法施行条例」に基づく日影規制の対象区域外である。

2.2.9 電波障害

電波障害とは、建築物がテレビ電波の伝搬路を遮へいすることなどによって、テレビ電波の受信に障害が生じることである。高層建築や鉄塔などの影響で発生することが多いとされている。

2.2.10 廃棄物

1. 一般廃棄物

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、大阪市では、令和 2 年 3 月に一般廃棄物処理基本計画を改定し、前計画において将来目標としていた「2025 年度のごみ処理量：84 万トン」を引き続き目指して、これまでの減量施策に加え、市民・事業者・大阪市の連携のもと、更なるごみの発生抑制や再使用の取組み（2R）を進め、ごみ減量に向けた取り組みを行うこととしている。

大阪市のごみ処理量は、廃棄物等の発生抑制、再使用や再生利用を推進した結果、平成 3 年度のごみ処理量 217 万トンに対し、令和 2 年度は 86 万トンとなっている。

なお、会場予定地がある夢洲の西側の一部は大阪市の最終処分場としてごみ焼却灰等を受け入れており、受入最終年度は 2025 年度である。また、廃棄物の広域的処理の観点から「広域臨海環境整備センター法」に基づいて進められている「大阪湾フェニックス計画」に参画し、長期的展望に立った最終処分地（事業計画地の南側海域）の確保を図っている。その他には周辺にごみの焼却工場として、此花区に舞洲工場、住之江区に住之江工場（現在休止中）がある。

なお、東日本大震災により生じた廃棄物の広域処理について、大阪市では、平成 25 年 9 月 10 日をもって、北港処分地（夢洲 1 区）における焼却灰の埋立処分を完了している。広域処理終了後も、空間線量率や放射能濃度の測定を令和 2 年度まで継続実施し、受け入れによる影響がないことを確認し、全てのデータを公表している。

< 広域処理の埋め立て処分の概要 >

- ・平成 25 年 9 月 4 日：舞洲工場へ最終搬入
- ・平成 25 年 9 月 7 日：舞洲工場において焼却炉へ最終投入
- ・平成 25 年 9 月 10 日：北港処分地（夢洲 1 区）において焼却灰の埋立処分を終了
- ・処理量計：約 15,300 トン（平成 24 年度・平成 25 年度）

2. 産業廃棄物

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、令和元年度の大阪市から排出された産業廃棄物の処理状況は、全体で 675 万トン（公共施設を含む）であり、そのうち 670 万トン（99.3%）が中間処理され、343 万トン（50.8%）の処理残さが生じ、327 万トン（48.4%）が減量化された。

再生利用量は 333 万トンで、最終処分量は 15 万トンとなっている。

2.2.11 景観

「大阪市景観計画」（大阪市、令和 2 年）によると、大阪市域全域は景観計画区域として定められている。景観計画区域は、基本届出区域及び重点届出区域により構成され、地域特性に応じた景観形成が行われている。

事業計画地周辺は、基本届出区域のうち、概ね大阪港に臨む範囲として臨海景観形成区域に設定されている。

2.2.12 地球環境

「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」によると、2019（令和元）年度における大阪市域からの温室効果ガス（二酸化炭素）の排出量は、1,499 万トン-CO₂であり、2013（平成 25）年度の 1,975 万トン-CO₂と比較して約 21%減となっている。（2019 年度排出量は、算定に用いた各種統計等の年報値が未公表のものに、直近年度の値を代用しているため、暫定値である。）

二酸化炭素の部門別排出量は、表 2.2.9 に示すとおりである。2013 年度と比較すると、産業部門（製造業など）、業務部門（オフィスなど）、家庭部門、運輸部門（自動車・鉄道）、はそれぞれ減少しているが、廃棄物部門は増加している。

表 2.2.9 部門別二酸化炭素排出量の比較

部門	2013 年度 排出量 (万 t-CO ₂)	2019 年度 排出量 (万 t-CO ₂)	増減率
産業	594	467	21%減
業務	624	404	35%減
家庭	438	328	25%減
運輸	269	248	8%減
廃棄物	50	53	6%増
合計	1,975	1,499	24%減

出典：「大阪市環境白書（令和 3 年度版）」（大阪市ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

2.2.13 公害苦情

令和２年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数は、表 2.2.10 に示すとおりである。大気汚染、騒音、振動については工事・建設作業から、悪臭については工場・事業場からが最も多く、水質汚濁については不明が１件であった。

また、事業計画地周辺の公害苦情件数は、表 2.2.11 に示すとおりである。どの区も騒音の苦情件数が最も多かった。

表 2.2.10 令和２年度の大阪市域の発生源別公害苦情件数

区分	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
	工場・事業場 ³⁾	18	0	129	19	101	0	267
	工事・建設作業	170	0	437	83	2	0	692
	飲食店営業	6	0	90	1	46	0	143
	カラオケ	0	0	110	0	0	0	110
	移動発生源 ⁴⁾	1	0	11	5	0	0	17
	家庭生活 ⁵⁾	0	0	0	0	1	0	1
	野焼き	0	0	0	0	2	0	2
	その他 ⁶⁾	7	0	96	3	33	10	149
	不明	0	1	33	6	32	0	72
	合計	202	1	906	117	217	10	1,453

注：１．低周波音を含む。

２．土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

３．焼却(施設)、産業用機械作動、産業排水を含む。

４．自動車運行、鉄道運行、航空機運航を含む。

５．機器、ペット、その他を含む。

６．漏出・漏洩、廃棄物投棄、自然系を含む。

出典：「大阪市環境白書（令和３年度版）」（大阪市ホームページ、令和４年４月閲覧）

表 2.2.11 令和２年度の事業計画地周辺の公害苦情件数

区分	区分	大気汚染	水質汚濁	騒音 ¹⁾	振動	悪臭	その他 ²⁾	合計
周辺地域	此花区	3	0	8	3	3	0	17
	港区	6	0	16	2	4	0	28
	住之江区	15	0	24	2	8	0	49
	大阪市	202	1	906	117	217	10	1,453

注：１．低周波音を含む。

２．土壌汚染、廃棄物投棄、地盤沈下、光害を含む。

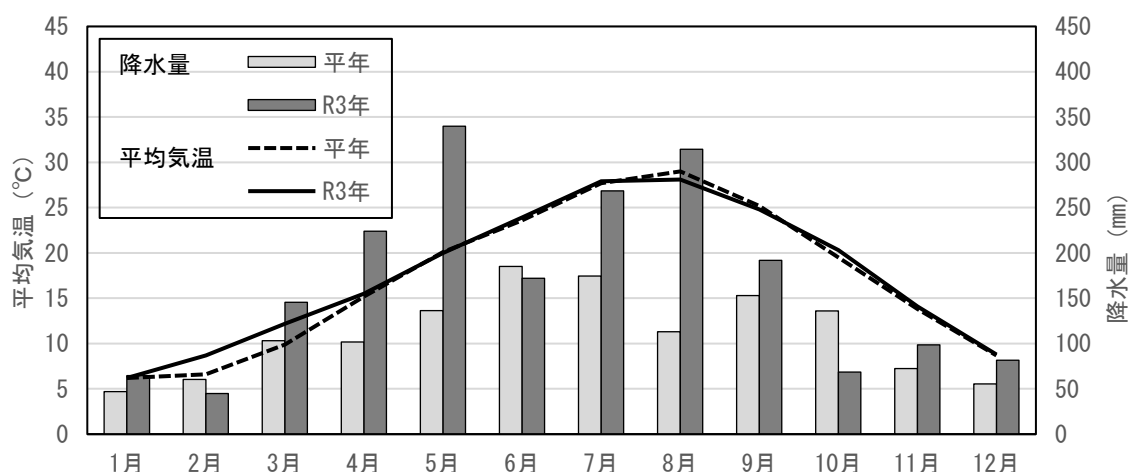
出典：「大阪市環境白書（令和３年度版）」（大阪市ホームページ、令和４年４月閲覧）

2.3 自然環境の概要

2.3.1 気象

大阪市は、温暖少雨の瀬戸内海気候区に属している。

大阪管区気象台の観測結果(気象庁ホームページ、令和4年4月閲覧)によると、令和3年の大阪の平均気温は17.5℃、年間の降水量は2,014.5mmであった。平年値(1991年～2020年までの30年間の平均値)は平均気温17.1℃、年間降水量は1,338.3mmであり、図2.3.1に示すとおり、令和3年は平年に比べ気温が高く、降水量が多かった。



出典：「過去の気象データ検索」(気象庁ホームページ、令和4年4月閲覧)

図 2.3.1 気象観測結果(平年値及び令和3年観測値)

2.3.2 地象

1. 地形

大阪市は、大阪平野の西側に位置する。北は神崎川、南は大和川に、西は瀬戸内海に囲まれ、東は守口市、門真市、東大阪市、八尾市等の平地に接している。

「地形分類図(大阪西南部・大阪東南部)」(国土交通省ホームページ、令和4年4月閲覧)によれば、市の中央部からやや東よりに上町台地が南北に延び、大阪湾に面した西側は三角州となっている。

淀川河口の此花区等の一部には地盤高が平均潮位より低い海拔0m地帯が広がっている。

事業計画地は、大阪湾の沖合の夢洲、舞洲埋立地にあり、概ね平坦地である。

2. 地質

「表層地質図(大阪西南部・大阪東南部)」(国土交通省ホームページ、令和4年4月閲覧)によれば、大阪市は、上町台地が砂礫からなる洪積層であるが、平野部は主に未固結堆積物の沖積層で、沿岸部の地質はほとんどが泥となっている。

事業計画地は、大阪湾の沖合の人工の造成地である。

3. 重要な地形・地質

「大阪府レッドリスト2014」(大阪府環境農林水産部、平成26年)によれば、表2.3.1に示す

とおり、大阪市では、上町台地の海食崖と断層地形が地形・地質の重要地点として取り上げられている。

事業計画地及びその周辺に重要な地形・地質はない。

表 2.3.1 地形・地質の重要地点

ランク	名 称	地層・岩体名	時 代	選定要素
B ランク	上町台地北西縁の海蝕崖	完新世海進海蝕崖	第四紀完新世	完新世海進に伴う海蝕地形
	上町台地南西縁の断層地形	上町断層変位地形	第四紀更新世～完新世	上町断層の活動に伴う段丘面の変形

出典：「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府環境農林水産部、平成 26 年）

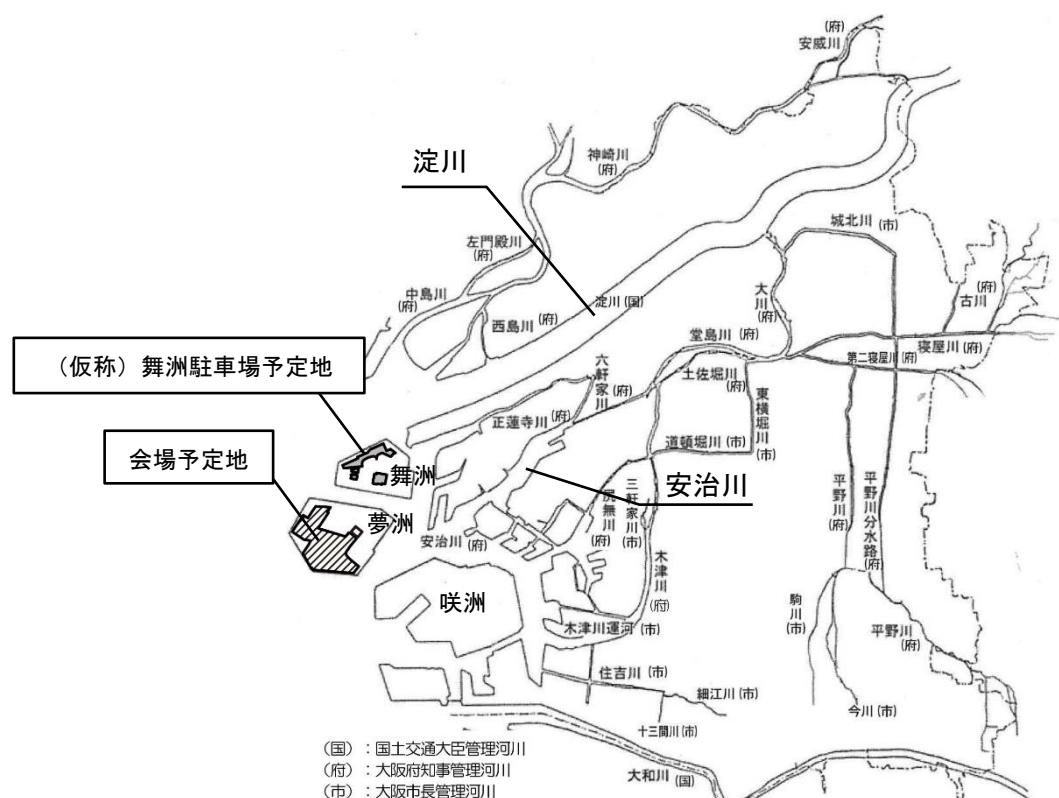
2.3.3 水象

1. 河川水象

大阪市は淀川の下流に位置し、市内には淀川水系に連なる支川や運河が流れ、これらは大阪湾に注いでいる。

大阪湾には、夢洲埋立地、舞洲埋立地、咲洲埋立地等の広大な人工島が造成されている。

事業計画地は、図 2.3.2 に示すとおり、淀川と安治川の河口の沖合に造成された夢洲及び舞洲埋立地に位置している。



出典：「大阪市環境白書(令和 3 年度版)」（大阪市ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

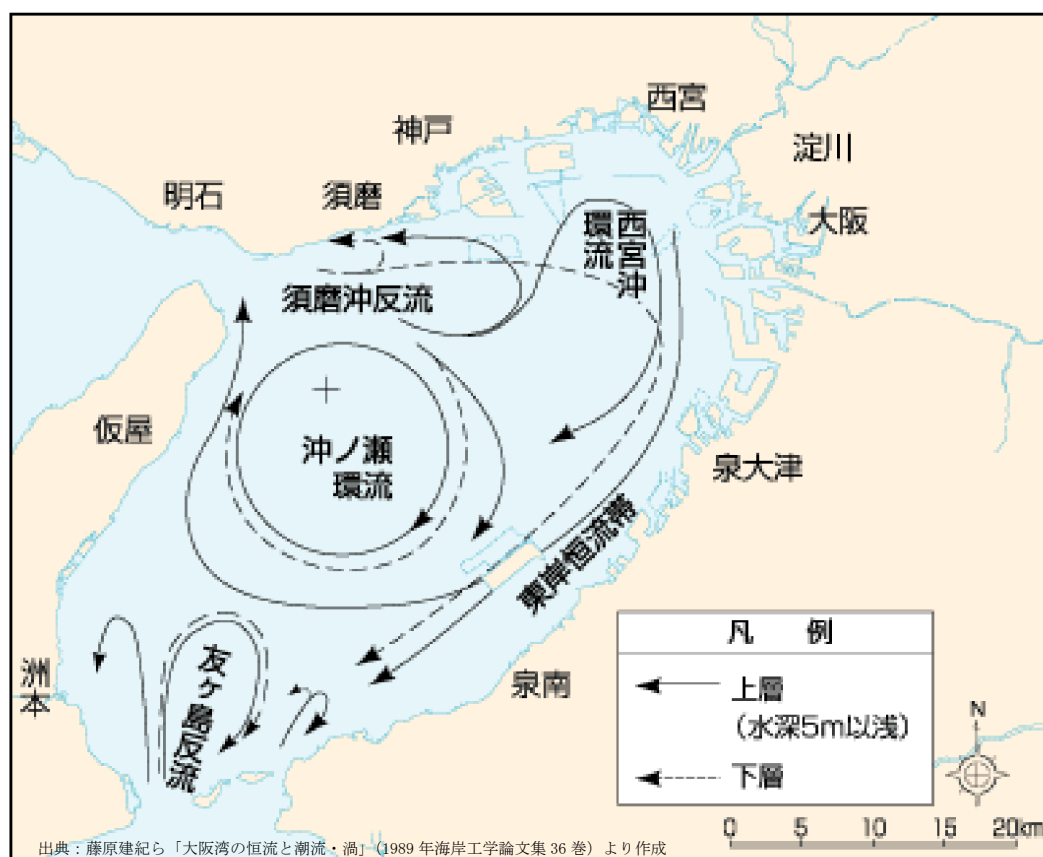
図 2.3.2 大阪市内の海岸線と主な河川の状況

2. 海域水象

大阪湾における恒流の状況は、図 2.3.3 に示すとおりである。大阪湾内には恒流が存在しており、湾西部には沖ノ瀬（淡路島の北東沖の砂の丘）を中心とする強い時計回りの循環流（沖の瀬環流）が、湾奥部には時計回りの環流（西宮沖環流）があるといわれている。事業計画地周辺の海域の西宮沖環流は上層に限ってみられる。また、大阪港における潮位は、図 2.3.4 に示すとおりである。朔望平均満潮面^{注1}と朔望平均干潮面^{注2}との差は 1.6m となっている。

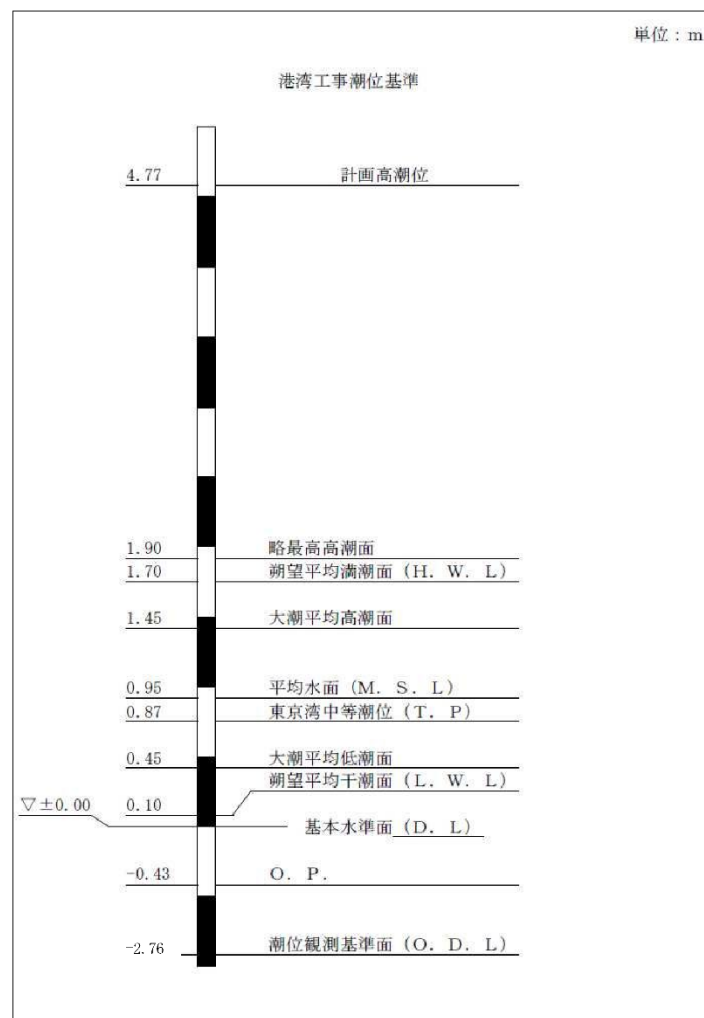
注 1：暦の朔（新月）及び望（満月）にあたる日より 5 日以内における最高満潮位の平均面

注 2：暦の朔（新月）及び望（満月）にあたる日より 5 日以内における最低満潮位の平均面



出典：「大阪湾環境データベース」(近畿地方整備局神戸港湾空港技術調査事務所ホームページ、令和4年4月閲覧)

図 2.3.3 大阪湾の恒流の状況



出典：大阪市港湾局資料

図 2.3.4 潮位関係図

2.3.4 動物、植物、水生生物

1. 貴重種の生息・生育状況

「大阪府レッドリスト 2014」（大阪府環境農林水産部、平成 26 年）によれば、会場予定地のある夢洲と、近くの南港野鳥園は、希少な野生生物が生息し、種の多様性が高い地域として生物多様性ホットスポットの A ランクに、また、近くでは淀川汽水域が同様に A ランクに指定されている。

「大阪の生物多様性ホットスポットー 多様な生き物たちに会える場所 ー」（大阪府環境農林水産部、平成 28 年）によれば、夢洲や南港野鳥園周辺には、貴重な生態系として、干潟・河川汽水域と、代替裸地・草地（埋立地）があり、貴重な生物としては、水鳥のコアジサシやシロチドリ等、猛禽類のチュウヒやハイイロチュウヒ等、干潟生物としてウスコミミガイ、ウチワゴカイ、フジテガニ等の記録がある。生物多様性ホットスポットの位置は、図 2.3.5 に示すとおりである。

2. 自然環境保全地域・鳥獣保護区の指定状況

事業計画地及びその周辺に自然環境保全地域はない。

「令和 3 年度大阪府鳥獣保護区等位置図」（大阪府ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）によれば、事業計画地を含む大阪湾は沿岸部の広域が特定猟具使用禁止区域（銃）に、周辺では淀川が鳥獣保護区に指定されている。鳥獣保護区等の指定状況は、図 2.3.5 に示すとおりである。

2.3.5 レクリエーション資源

事業計画地及びその周辺の主なレクリエーション資源としては、都市公園や体育施設、野外活動施設、眺望の利くビューポイント等があげられる。事業計画地及びその周辺のレクリエーション資源の分布状況は、図 2.3.6 に示すとおりである。

此花区、港区及び住之江区における都市公園の数及び面積等は、表 2.3.2 に示すとおりである。

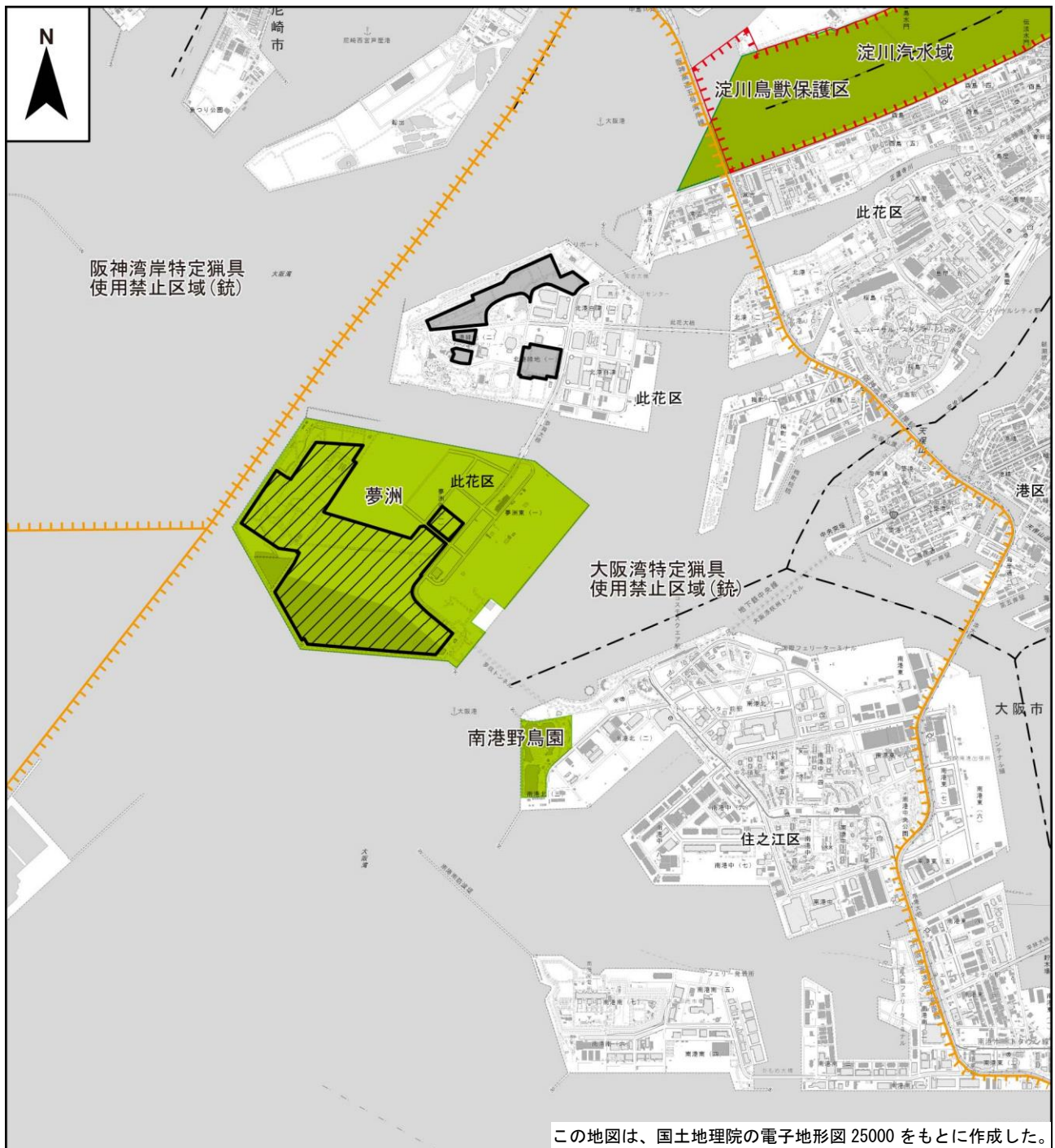
事業計画地及びその周辺では、舞洲には緑地公園の他、体育施設等が、咲洲には野鳥園等のレクリエーション施設がある。

表 2.3.2 都市公園の数及び面積等

行政区	人口（人）	市営公園 （か所）	国営・ 府営公園 （か所）	公園数 合計 （か所）	公園面積 （㎡）
此花区	64,632	41	—	41	193,405
港区	80,094	31	—	31	266,694
住之江区	118,968	51	2	53	666,060
大阪市全体	2,753,819	991	4	995	9,038,582

注：人口は令和 3 年 4 月 1 日現在の大阪市都市計画局調べ「大阪市の推計人口」による。

出典：「大阪市都市公園一覧表」（大阪市ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）



凡例

- | | | | |
|---|---------------|---|---------------|
|  | 会場予定地 |  | 生物多様性ホットスポット |
|  | (仮称) 舞洲駐車場予定地 |  | 鳥獣保護区 |
|  | 市区界 |  | 特定猟具使用禁止区域(銃) |

出典：「大阪の生物多様性ホットスポットー 多様な生き物たちに会える場所ー」
(大阪府環境農林水産部、平成 28 年)

「令和 3 年度大阪府鳥獣保護区等位置図」(大阪府ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧)

「兵庫県鳥獣保護区等位置図(令和 3 年度)」(兵庫県ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧)

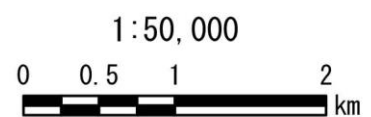
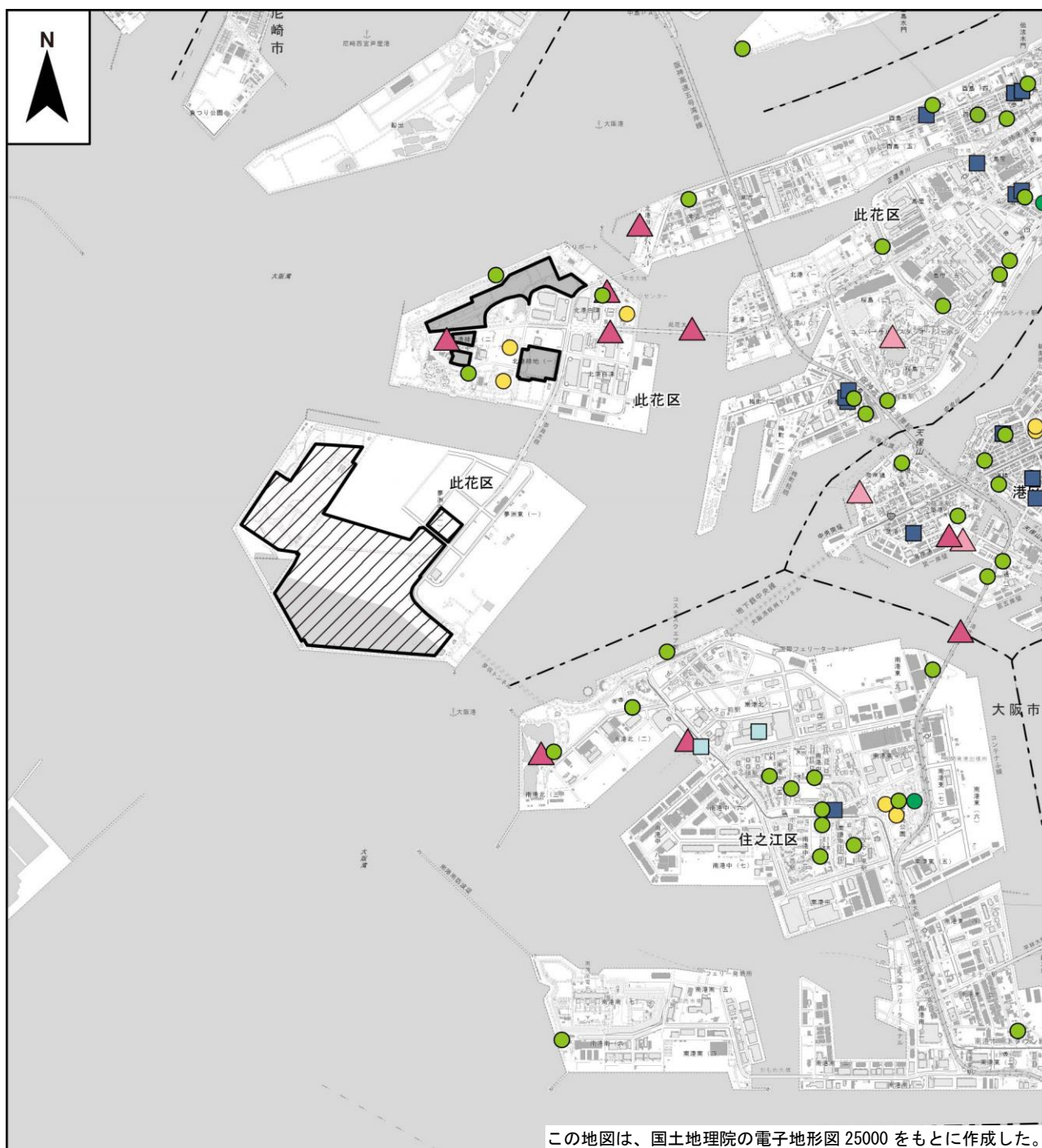
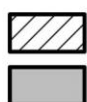


図 2.3.5 生物多様性ホットスポット・鳥獣保護区等の分布状況



凡例



会場予定地

(仮称) 舞洲駐車場予定地



市区界



文化・観光

博物館・資料館

都市景観資源

会館等

国際施設・その他施設

地域集会施設

公園等

体育施設

公園

児童遊園・広場

1:50,000



出典：「地図情報サイト マップナビ大阪」(大阪市ホームページ、令和4年4月閲覧)

図 2.3.6 レクリエーション資源の分布状況

2.4 社会的文化的環境の概要

2.4.1 文化財の分布状況

事業計画地周辺の文化財の分布状況は、表 2.4.1、表 2.4.2 及び図 2.4.1 に示すとおり、大阪市が指定している有形文化財、民有地図が存在する。

表 2.4.1 事業計画地周辺の文化財

行政区	指定	分野	名称	所有者	文化財所在地 (管理者)
此花区	国	登録文化財	鴉宮 本殿 拝殿 中門及び透塀	鴉宮	此花区伝法
	国	登録文化財	鴉宮稲荷社（旧本殿）	鴉宮	此花区伝法
	市	有形文化財	木造 千手観音菩薩立像	西念寺	此花区伝法
	市	無形民俗文化財	正蓮寺の川施餓鬼	伝法の川施餓鬼奉賛会	此花区伝法
住之江区	国	重要文化財	太刀 銘;長光	個人	住之江区粉浜
	府	無形民俗文化財記録選択	天神祭のどんどこ船行事	どんどこ 船講	住之江区平林
	市	有形文化財	旧加賀屋新田会所 鳳凰亭 書院 居宅	大阪市(建設局)	住之江区南加賀屋
	市	有形文化財	木造 一字金輪三尊坐像	西願寺	住之江区粉浜
	市	有形文化財	市電 501 型 528 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 11 型 30 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電散水車 25 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 1601 型 1644 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	地下鉄 100 型 105 号車輛	大阪市(交通局)	住之江区緑木
	市	有形文化財	市電 801 型 801 号車他	大阪市(交通局)	住之江区緑木ほか
	市	有形文化財	民有地図	大阪市(建設局)	住之江区南港北
	市	有形文化財	祐貞寺真宗関係史料	祐貞寺	住之江区北島
	市	史跡	加賀屋新田会所跡	大阪市(建設局)	住之江区南加賀屋

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」（大阪府教育庁ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

表 2.4.2 大阪市顕彰碑

行政区	番号	名称	所在地
此花区	—	八州軒の跡	此花区春日出南 1-3（春日出公園内）
	—	大阪鉄工所跡	此花区西九条 7-2（春日出橋南詰西）
	—	日本鑄鋼所跡	此花区伝法 3-13（伝法小学校内）
	A	汽車製造跡	此花区島屋 4-1（安治川北公園内）
港区	—	市岡新田会所跡	港区波除 5-12（波除公園内）
	B	天保山跡	港区築港 3-2（天保山公園内）
	C	天保山台場跡	港区築港 3-2（天保山公園内）
	—	波除山跡	港区弁天町 5-12（弁天東公園内）
	—	市岡パラダイス跡	港区磯路 3-9（オリックスドライビングスクール弁天町前）
	D	築港大潮湯跡	港区築港 2-6（築二住宅前）
住之江区	—	加賀屋新田会所跡	住之江区南加賀屋 4-8（加賀屋緑地内）
	—	霰松原	住之江区安立 2-11（霰松原公園内）
	—	住吉高灯籠	住之江区浜口西 1-6

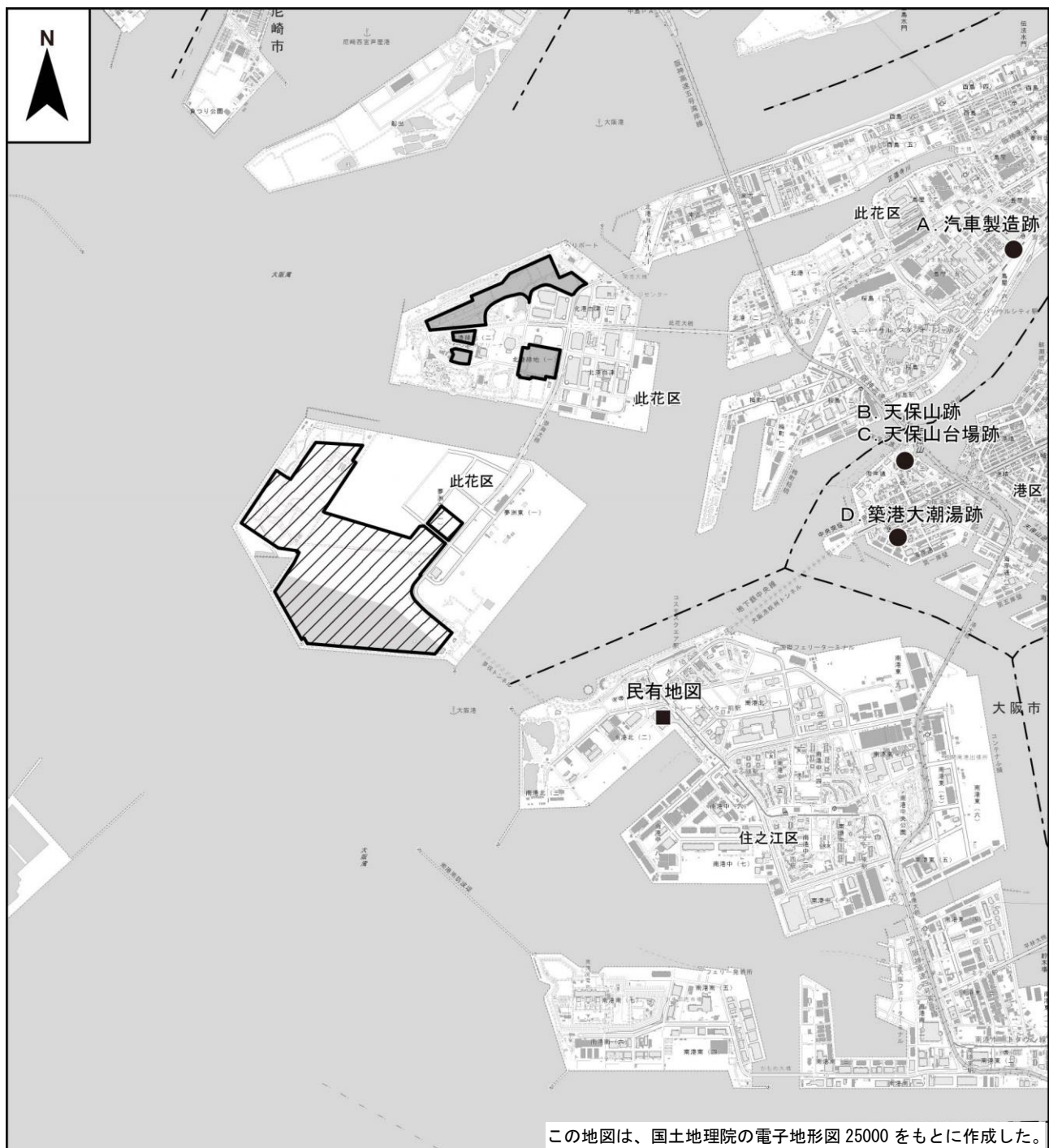
注：1. 表中番号は図 2.4.1 に対応している。

2. 表中番号の「—」は図の範囲外であることを示す。

出典：「大阪市顕彰史跡」（大阪市教育委員会ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

2.4.2 埋蔵文化財包蔵地

事業計画地及びその周辺は近年の埋立により造成された土地であり、埋蔵文化財包蔵地はない。



凡例

-  会場予定地
-  (仮称) 舞洲駐車場予定地
-  市区界
-  文化財所在地
-  大阪市顕彰碑所在地

出典：「大阪府内指定文化財一覧表」（大阪府教育庁ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）
 大阪市へのヒアリング（実施：令和 4 年 4 月）
 「大阪市顕彰史跡」（大阪市教育委員会ホームページ、令和 4 年 4 月閲覧）

1:50,000
 0 0.5 1 2
 km

図 2.4.1 文化財の分布状況

2.5 環境基準等

2.5.1 「環境基本法」に基づく環境基準

1. 大気汚染に係る環境基準

大気の汚染に係る環境基準は、表 2.5.1 に示すとおりである。

大気の汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及び微小粒子状物質の 10 項目について定められている。

表 2.5.1 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント (O ₃)	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。
備考	
1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。	
2 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。	
3 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。	
4 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあつては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることをとらないよう努めるものとする。	
5 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。	
6 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。	

出典：「大気の汚染に係る環境基準について」（昭和48年5月8日 環境庁告示第25号）

「二酸化窒素に係る環境基準について」（昭和53年7月11日 環境庁告示第38号）

「ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準について」（平成9年2月4日 環境庁告示第4号）

「微小粒子状物質による大気の汚染に係る環境基準について」（平成21年9月9日 環境省告示第33号）

2. 公共水域の水質汚濁に係る環境基準

公共水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準について表2.5.2に、生活環境の保全に関する環境基準（海域）について表2.5.3にそれぞれ示すとおりである。

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域（但し、ふっ素及びほう素については海域を除く）についてカドミウム、全シアン、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀及びPCB等の27項目について定められている。

生活環境の保全に関する環境基準は、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的等に応じた水域類型を設け、水素イオン濃度、化学的酸素要求量、溶存酸素量等の基準を設定している。

表 2.5.2 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	シマジン	0.003mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
PCB	検出されないこと。	ベンゼン	0.01mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下		
備考			
1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。			
2 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。			
3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。			
4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。			

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

表 2.5.3 生活環境の保全に関する環境基準（海域）

ア

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的酸素 要求量 (COD)	溶 存 酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン抽 出物質 (油分等)
A	水産1級 水浴 自然環境保全 及びB以下の欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300CFU/100ml 以下	検出されな いこと。
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L 以下	5mg/L 以上	-	検出されな いこと。
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L 以下	2mg/L 以上	-	-

備考 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数20CFU/100ml以下とする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級：ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全磷
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L以下	0.02mg/L以下
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/L以下	0.03mg/L以下
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6mg/L以下	0.05mg/L以下
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1mg/L以下	0.09mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。
- 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(注)

- 1 自然環境保全：自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される
水産3種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L以上

備考 基準値は、日間平均値とする。

出典：「水質汚濁に係る環境基準について」（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

3. 地下水の水質汚濁に係る環境基準

地下水の水質汚濁に係る環境基準は、表 2.5.4 に示すとおりである。

表 2.5.4 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基準値	項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L以下
全シアン	検出されないこと。	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L以下
鉛	0.01mg/L以下	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下
六価クロム	0.02mg/L以下	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下
砒素	0.01mg/L以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L以下
総水銀	0.0005mg/L以下	チウラム	0.006mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。	シマジン	0.003mg/L以下
PCB	検出されないこと。	チオベンカルブ	0.02mg/L以下
ジクロロメタン	0.02mg/L以下	ベンゼン	0.01mg/L以下
四塩化炭素	0.002mg/L以下	セレン	0.01mg/L以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	ふっ素	0.8mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	ほう素	1mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下

備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。

出典：「地下水の水質汚濁に係る環境基準について」（平成9年3月13日 環境庁告示第10号）

4. 土壌汚染に係る環境基準

土壌汚染に係る環境基準は、表 2.5.5 に示すとおりである。

表 2.5.5 土壌汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき0.4mg以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1Lにつき1mg以下であること。
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下であること。
備考	
1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあつては定められた方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。	
2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあつては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水1Lにつき0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg及び1mgを超えていない場合には、それぞれ検液1Lにつき0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg及び3mgとする。	
3 「検液中に検出されないこと」とは、項目ごとに定められた方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。	
4 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNをいう。	
5 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2より測定されたシス体の濃度と日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。	

出典：「土壌の汚染に係る環境基準について」（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

5. 騒音に係る環境基準

騒音に係る環境基準は表 2.5.6 に、大阪市における地域の類型ごとに当てはめる地域の指定は表 2.5.7 に示すとおりである。

表 2.5.6 騒音に係る環境基準

【道路に面する地域以外の地域】

地域の類型	基準値	
	昼 間	夜 間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下
(注) 1 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。 2 AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。 3 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。 4 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。 5 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。		

ただし、道路に面する地域については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

【道路に面する地域】

地域の区分	基準値	
	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下
備考 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。		

【特 例】

基準値	
昼間(午前6時～午後10時)	夜間(午後10時～翌日の午前6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

出典：「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日 環境庁告示第64号)

表 2.5.7 地域の類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該当地域
A	都市計画法(昭和 43 年 法律第 100 号)第 2 章の規定により定められた第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域
B	都市計画法第 2 章の規定により定められた第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域
C	都市計画法第 2 章の規定により定められた近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「環境基本法に基づく騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域の指定」
(平成 22 年 10 月 1 日 大阪市告示第 1124 号)

6. ダイオキシン類に係る環境基準

「ダイオキシン類対策特別措置法」(平成 11 年 7 月 16 日 法律第 105 号)第 7 条の規定に基づく、ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準は、表 2.5.8 に示すとおりである。

表 2.5.8 ダイオキシン類に係る環境基準

媒体	基準値
大気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下
水質(水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1,000pg-TEQ/g以下
備考 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。 2 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法(この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。)により測定した値(以下「簡易測定値」という。)に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値を項目ごとに定められた方法により測定した値とみなす。 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合(簡易測定方法により測定した場合にあっては、簡易測定値に2を乗じた値が250pg-TEQ/g以上の場合)には、必要な調査を実施することとする。	

出典：「ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壌の汚染に係る環境基準」(平成11年12月27日 環境庁告示第68号)

2.5.2 環境保全関係法令等

1. 環境保全に係る条例等

大阪市では、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、施策の基本となる事項を定めることにより、これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、良好な都市の環境を確保することを目的に「大阪市環境基本条例」（平成 7 年 大阪市条例第 24 号）を制定している。

また、大阪府では、環境政策を総合的・計画的に推進するための理念や基本方針を定めた「大阪府環境基本条例」（平成 6 年 大阪府条例第 5 号）を制定し、その理念にのっとり、公害の防止に関する規制の措置等を定めた「大阪府生活環境の保全等に関する条例」（平成 6 年 大阪府条例第 6 号）を制定している。

2. 大気汚染に係る規制

(1) 工場・事業場に係る規制

「大気汚染防止法」（昭和 43 年 法律第 97 号）では、固定発生源（工場や事業場）から排出又は飛散する大気汚染物質について、物質の種類ごと、施設の種類・規模ごとに排出基準等が定められている。規制項目としては、ばい煙の排出規制、揮発性有機化合物の排出抑制、粉じんの排出規制があり、これらの発生施設の設置の際の届出について定められている。また、一般粉じん発生施設については構造、使用、管理に関する基準、特定粉じん発生施設については工場・事業場の敷地境界線における大気中の濃度の基準とともに、それぞれの施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、ばい煙（ばいじん、有害物質）及び粉じんを規制物質として定めており、排出基準、設備・構造・使用・管理基準、原料使用基準等の基準とともに、これらの施設の設置の際の届出について定められている。

(2) 建設作業に係る規制

「大気汚染防止法」では、特定粉じん排出等作業（吹付け石綿等を使用した建築物の解体・改造・補修作業）について、作業基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

大阪府では、「大阪府生活環境の保全等に関する条例」において、アスベスト等が使用されている建築物等の解体・改造・補修作業に対する事前調査、届出、作業の基準等が定められている。

(3) 自動車排出ガスに係る規制

「大気汚染防止法」では、「自動車の燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度」（平成 7 年 環境庁告示第 64 号）により、自動車燃料の性状に関する許容限度及び自動車の燃料に含まれる物質の量の許容限度が定められている。また、自動車排出ガスにより道路の部分及びその周辺の区域に係る大気の汚染が環境省令で定める限度をこえていると認められるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」（昭和 35 年 法律第 105 号）の規定による措置をとるべきことを要請するものとする。

平成 13 年 6 月に改正された「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車 NO_x・PM 法）では、自動車交通が集中し、自動車排出ガス単体規制の強化などの従来の措置ではこれらの物質の環境基準の確保が困難な地域（対策地域）において、総量削減基本方針に基づき同物質の総量削減計画を策定することとなっ

ている。

大阪府では、平成 27 年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準をすべての監視測定局において継続的、安定的に達成することを目標とする「大阪府自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質総量削減計画（第 3 次）」（大阪府、平成 25 年）を策定している。さらに大阪府では、自動車 NOx・PM 法の対象地域内へ流入する車による窒素酸化物・粒子状物質の排出負荷割合が無視できないとし、平成 21 年 1 月から「大阪府生活環境の保全等に関する条例」に基づき、大阪市域を含む府下 37 市町において『流入車規制』を実施してきたが、窒素酸化物等の排出量減少に伴い、令和 4 年 4 月 1 日付で廃止になっている。

大阪市では、自動車排出ガス対策として、道路管理者との連携のもと交通流の円滑化等の交通環境対策や、次世代自動車等のさらなる普及促進を推進している。

3. 水質汚濁に係る規制

(1) 公共用水域に係る規制

「水質汚濁防止法」（昭和 45 年 法律第 138 号）では、特定施設について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「瀬戸内海環境保全特別措置法」（昭和 48 年 法律第 110 号）では、特定施設を設置する工場・事業場から公共用水域に排出される排出水の 1 日あたりの最大量が 50m³ 以上である場合、施設の設置、構造等の変更を行う際に許可が必要となることが定められている。

「水質汚濁防止法」及び「瀬戸内海環境保全特別措置法」では、「水質汚濁防止法」において規定している指定項目（化学的酸素要求量等）で表示した汚濁負荷量に係る総量規制基準が適用される。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場について、排水基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

(2) 地下水の水質に係る規制

「水質汚濁防止法」では、有害物質使用特定施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、届出施設を設置する工場・事業場に対して、有害物質を含む汚水の地下浸透を禁止している。

4. 土壌汚染に係る規制

「土壌汚染対策法」（平成 14 年 法律第 53 号）では、特定有害物質（鉛、砒素等 26 物質）による汚染状態が基準に適合しない土地を所有する者等に対して、汚染の除去、拡散の防止、その他必要な措置を講じることとしている。

大阪府では、「土壌汚染対策法」に加えて府域の土壌汚染に対応し、土壌汚染による府民の健康影響を防止するため、土壌汚染に関する規制等の規定を追加した「大阪府生活環境の保全等に関する条例」を平成 16 年 1 月に施行している。調査対象物質として土壌汚染対策法の特定有害物質にダイオキシン類を追加し、これらを合わせて管理有害物質としている。

管理有害物質及び基準値は、表 2.5.9 に示すとおりである。

表 2.5.9 管理有害物質及び基準値

分類			項 目	含有量基準 (指定基準) 〔mg/kg〕	溶出量基準 (指定基準) 〔mg/L〕	第二溶出量 基準 〔mg/L〕
管理有害物質（大阪府生活環境の保全等に関する条例）	特定有害物質（土壌汚染対策法）	揮発性有機化合物 （第 1 種特定有害物質）	クロロエチレン	－	0.002 以下	0.02 以下
			四塩化炭素	－	0.002 以下	0.02 以下
			1,2-ジクロロエタン	－	0.004 以下	0.04 以下
			1,1-ジクロロエチレン	－	0.1 以下	1 以下
			1,2-ジクロロエチレン	－	0.04 以下	0.4 以下
			1,3-ジクロロプロペン	－	0.002 以下	0.02 以下
			ジクロロメタン	－	0.02 以下	0.2 以下
			テトラクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
			1,1,1-トリクロロエタン	－	1 以下	3 以下
			1,1,2-トリクロロエタン	－	0.006 以下	0.06 以下
			トリクロロエチレン	－	0.01 以下	0.1 以下
			ベンゼン	－	0.01 以下	0.1 以下
		重金属等 （第 2 種特定有害物質）	カドミウム及びその化合物	カドミウム 45 以下	カドミウム 0.003 以下	カドミウム 0.09 以下
			六価クロム化合物	六価クロム 250 以下	六価クロム 0.05 以下	六価クロム 1.5 以下
			シアン化合物	遊離シアン 50 以下	シアンが検出 されないこと	シアン 1 以下
			水銀およびその化合物	水銀 15 以下	水銀 0.0005 以下	水銀 0.005 以下
			うちアルキル水銀		検出されない こと	検出されない こと
			セレン及びその化合物	セレン 150 以下	セレン 0.01 以下	セレン 0.3 以下
			鉛及びその化合物	鉛 150 以下	鉛 0.01 以下	鉛 0.3 以下
			砒素及びその化合物	砒素 150 以下	砒素 0.01 以下	砒素 0.3 以下
			ふっ素及びその化合物	ふっ素 4000 以下	ふっ素 0.8 以下	ふっ素 24 以下
		ほう素及びその化合物	ほう素 4000 以下	ほう素 1 以下	ほう素 30 以下	
		農薬等 （第 3 種特定有害物質）	シマジン	－	0.003 以下	0.03 以下
			チオベンカルブ	－	0.02 以下	0.2 以下
			チウラム	－	0.006 以下	0.06 以下
			PCB	－	検出されない こと	0.003 以下
			有機りん化合物	－	検出されない こと	1 以下
	ダイオキシン類			1000pg-TEQ/g 以下	－	－

(注)
mg/kg（土壌 1 キログラムにつきミリグラム）、mg/L（検液 1 リットルにつきミリグラム）、
pg-TEQ/g（土壌 1 g につきピコグラム〔2, 3, 7, 8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン毒性換算値〕）

出典：「土壌汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年大阪府規則第 81 号）

5. 騒音に係る規制

(1) 工場・事業場に係る規制

「騒音規制法」(昭和 43 年 法律第 98 号)では、金属加工機械、空気圧縮機及び送風機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 2.5.10 に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場(特定施設を設置するものを除く。)について、表 2.5.10 に示す規制基準とともに、金属加工機械、圧縮機及び送風機などを設置する工場・事業場の設置の際の届出について定められている。

表 2.5.10 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		朝	昼間	夕	夜間
		午前 6 時から 午前 8 時まで	午前 8 時から 午後 6 時まで	午後 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から翌日の 午前 6 時まで
第一種区域		45	50	45	40
第二種区域		50	55	50	45
第三種区域		60	65	60	55
第四種区域	既設の学校、保育所等の周囲 50 メートルの区域及び第二種区域の境界線から 15 メートル以内の区域	60	65	60	55
	その他の区域	65	70	65	60

(注)

- 測定場所は、工場又は事業場の敷地境界線上とする。ただし、敷地境界線上において測定することが適当でないと認められる場合は、敷地境界線以遠の任意の地点において測定することができるものとする。
- 区域の区分は、以下に示すとおりである。
第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域及び田園住居地域
第二種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域(工業用の埋立地を除く。)のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第四種区域に該当する地域以外の地域
第四種区域：工業地域及び知事が公示して指定する地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院及び入院施設を有する診療所であって、昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。)並びに幼保連携型認定こども園(当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に学校教育法第一条に規定する幼稚園(以下「幼稚園」という。)又は保育所(昭和 45 年 4 月 1 日において既に設置されているもの(同日において既に着工されているものを含む。))に限る。)であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。)をいう。
- この表は建設工事に伴って発生する騒音並びに航空機騒音及び鉄軌道の運行に伴って発生する騒音については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・農林省・通商産業省・運輸省告示第 1 号)

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」(平成 6 年 大阪府規則第 81 号)

「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」(昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 246 号)

「騒音規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」(昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 247 号)

(2) 建設作業に係る規制

「騒音規制法」では、くい打機、くい抜機及びバックホウを使用する作業などの特定建設作業について、表 2.5.11 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「騒音規制法」に定める特定建設作業の他、コンクリートカッターを使用する作業等についても特定建設作業と定め、これらの作業について、表 2.5.11 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

表 2.5.11 騒音規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における音量	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機（もんけんを除く）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く）を使用する作業（くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く）	85 デシベル	19 時 ～ 翌日の 7 時	22 時 ～ 翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内	日曜日及び休日	
2. びょう打機を使用する作業								
3. さく岩機を使用する作業*								
4. 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が 15 キロワット以上のものに限る）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く）								
5. コンクリートプラント（混練機の混練容量が 0.45m³ 以上のものに限る）又はアスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 kg 以上のものに限る）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く）								
6. バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 80 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
7. トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 70 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
8. ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が 40 キロワット以上のものに限る）を使用する作業								
9. 6、7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械（原動機の定格出力が 20 キロワットを超えるものに限る）、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業								
10. コンクリートカッターを使用する作業*								
11. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
(注)								
1 *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。								
2 1 号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、及び用途地域の指定のない地域（工業用の埋立地を除く。）のうち 2 号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域を示す。								
3 2 号区域とは、工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち 1 号区域に該当する地域以外の地域を示す。								
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。								

出典：「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」（昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号）
 「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）
 「騒音規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく規制地域」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 246 号）
 「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第 1 号の規定に基づく区域」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 248 号）

(3) 自動車騒音に係る規制

「騒音規制法」では、自動車騒音に係る許容限度が定められており、市町村長は、自動車騒音が表 2.5.12 に示す限度を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、都道府県公安委員会に対し、「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。さらに、道路管理者又は関係行政機関の長に、道路構造の改善その他の自動車騒音の低減に資する事項について意見を述べるができるとしている。

表 2.5.12 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	昼 間 (午前6時～午後10時)	夜 間 (午後10時～翌日の午前6時)
a 区域及びb区域のうち1車線を有する道路に面する区域		65デシベル	55デシベル
a 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域		70デシベル	65デシベル
b 区域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc 区域のうち車線を有する道路に面する区域		75デシベル	70デシベル
(注) 1 区域の区分は、以下に示すとおりである。 a 区域：第一種中高層住居専用地域及び第二種中高層住居専用地域 b 区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の指定のない地域 c 区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域 2 上表に掲げる区域のうち幹線交通を担う道路に近接する区域（2車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から15m、2車線を超える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から20mまでの範囲をいう。）に係る限度は上表にかかわらず、昼間においては75デシベル、夜間においては70デシベルとする。			

出典：「騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令」（平成12年 総理府令第15号）

「騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令別表備考に基づく区域」（平成12年3月24日 大阪市告示第277号）

(4) その他の規制

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、商業宣伝を目的とした拡声機の使用の制限、深夜における音響機器（カラオケ）の使用の制限及び深夜における営業等の制限について、規制の措置が定められている。

6. 振動に係る規制

(1) 工場・事業場に係る規制

「振動規制法」（昭和 51 年 法律第 64 号）では、金属加工機械及び圧縮機などの特定施設を設置する工場・事業場について、表 2.5.13 に示す規制基準とともに、施設の設置の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、工場・事業場（特定施設を設置するものを除く。）について、表 2.5.13 に示す規制基準が定められているとともに、金属加工機械及び圧縮機などの届出施設を設置する工場・事業場については、施設の設置の際の届出について定められている。

表 2.5.13 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく規制基準

(単位：デシベル)

時間の区分 区域の区分		昼間	夜間
		午前 6 時から 午後 9 時まで	午後 9 時から 翌日の午前 6 時まで
第一種区域		60	55
第二種区域（Ⅰ）		65	60
第二種区域（Ⅱ）	既設の学校、保育所等の敷地の周囲 50 メートルの区域及び第一種区域の境界線から 15 メートル以内の地域	65	60
	その他の区域	70	65

(注)

- 測定場所は、原則として工場又は事業場の敷地境界線上とする。
- 区域の区分は、以下に示すとおりである。
第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域並びに用途地域の指定のない地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
第二種区域（Ⅰ）：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域のうち第二種区域（Ⅱ）に該当する地域以外の地域
第二種区域（Ⅱ）：工業地域及び知事が公示して指定する地域
- 「既設の学校、保育所等」とは、学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームであって、昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）並びに幼保連携型認定こども園（当該幼保連携型認定こども園の設置の日の前日において現に幼稚園又は保育所（昭和 52 年 12 月 1 日において既に設置されているもの（同日において既に着工されているものを含む。）に限る。）であるものが廃止され、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において設置されているものに限る。）をいう。
- この表は、建設工事に伴って発生する振動及び鉄軌道の運行に伴って発生する振動については適用しないものとする。

出典：「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和 51 年 11 月 10 日 環境庁告示第 90 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）

「振動規制法第 4 条第 1 項の規定に基づく規制基準」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 251 号）

(2) 建設作業に係る規制

「振動規制法」では、くい打機及びくい抜機を使用する作業などの特定建設作業について、表 2.5.14 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

「大阪府生活環境の保全等に関する条例」では、「振動規制法」に定める特定建設作業の他、ブルドーザ、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業を特定建設作業と定め、これらの作業について表 2.5.14 に示す規制基準とともに、作業の実施の際の届出について定められている。

表 2.5.14 振動規制法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例による特定建設作業の規制基準

特定建設作業の種類	敷地境界線における振動の大きさ	作業禁止時間		1 日における延作業時間		同一場所における作業期間		作業禁止日
		1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	1 号区域	2 号区域	
1. くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	75 デシベル	19 時 ～ 翌日の 7 時	22 時 ～ 翌日の 6 時	10 時間以内	14 時間以内	連続 6 日以内		日曜日及び休日
2. 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業								
3. 舗装版破砕機を使用する作業*								
4. ブレーカー(手持式のものを除く)を使用する作業*								
5. ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械を使用する作業								
(注)								
1 *は、作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1 日における当該作業に係る 2 地点間の最大距離が 50 メートルを超えない作業に限ることを示す。								
2 1 号区域とは、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び用途地域の指定のない地域のうち 2 号区域に該当する地域以外の地域、並びに工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち学校、保育所、病院、入院施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホーム及び幼保連携型認定こども園の敷地の周囲 80 メートルの区域内の地域を示す。								
3 2 号区域とは、工業地域及び知事が公示して指定する地域のうち 1 号区域に該当する地域以外の地域を示す。								
4 災害その他非常の事態の発生により特定建設作業を緊急に行う必要がある場合等には、作業時間等の適用除外が設けられている。								

出典：「振動規制法施行規則」（昭和 51 年 総理府令第 58 号）

「大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則」（平成 6 年 大阪府規則第 81 号）

「振動規制法第 3 条第 1 項の規定に基づく地域」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 250 号）

「振動規制法施行規則別表第 1 付表第 1 号の規定に基づく区域」（昭和 61 年 4 月 1 日 大阪市告示第 252 号）

(3) 道路交通振動に係る規制

「振動規制法」では、市町村長は、道路交通振動が表 2. 5. 15 に示す限度を超えていることにより道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは、道路管理者に対し道路交通振動の防止のための舗装、維持又は修繕の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し「道路交通法」の規定による措置を執るべきことを要請するものとしている。

表 2. 5. 15 振動規制法に基づく道路交通振動の限度

区域の区分 \ 時間の区分	昼 間 (午前6時～午後9時)	夜 間 (午後9時～翌日の午前6時)
第一種区域	65デシベル	60デシベル
第二種区域	70デシベル	65デシベル

(注)
 区域の区分は、以下に示すとおりである。
 第一種区域：第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域、並びに用途地域の指定のない地域
 第二種区域：近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

出典：「振動規制法施行規則」(昭和51年 総理府令第58号)

「振動規制法施行規則別表第2備考1及び2に基づく区域及び時間」(昭和61年4月1日 大阪市告示第253号)

7. 地下水採取に係る規制

「工業用水法」(昭和 31 年 法律第 146 号)では、工業用水としての地下水の採取について許可等を必要としている。「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」(昭和 37 年 法律第 100 号)では、冷暖房設備、水洗便所、洗車設備及び公衆浴場の用に供される建築物用の地下水の採取について許可等を必要としている。

8. 悪臭に係る規制

大阪市では、「悪臭防止法第 3 条及び第 4 条の規定に基づく規制地域及び規制基準」(平成 18 年 1 月 27 日 大阪市告示第 103 号)で悪臭の規制基準として、敷地境界線における臭気指数 10 を定めている。

9. 日照障害に係る規制

大阪市内における日陰による中高層建築物の高さ制限については、「建築基準法」(昭和 25 年 法律第 201 号)及び「大阪市建築基準法施行条例」(平成 12 年 大阪市条例第 62 号)に基づき、建築物は特定区域の一定範囲において冬至日の真太陽時の一定時間内に、制限時間以上日陰となる部分を生じさせることのないものとしなければならないとしている。

10. 景観に係る規制

「景観法」(平成 16 年 法律第 110 号)では、景観計画区域内において、建築物の新設等の行為を行う場合は、あらかじめ、その行為の種類、場所、設計の方法等の事項を景観行政団体の長に届け出なければならないとしている。

大阪市では、都市景観の形成を総合的かつ計画的に推進し、市域の景観の向上及び地域の特性をいかした都市景観を形成することを目的として、「大阪市都市景観条例」(平成 10 年 大阪市

条例第 50 号) が定められている。さらに、「大阪市景観計画」(大阪市、令和 2 年)において、市域全体(市域内の地先公有水面を含む)を景観計画区域と定め、基本届出区域及び重点届出区域を設定し、地域特性に応じたきめ細やかな景観形成を図ることとしている。

11. 緑化に係る規制

大阪府では、ヒートアイランド現象の緩和や潤いとやすらぎのある街づくりをめざし、「大阪府自然環境保全条例」(昭和 48 年 大阪府条例第 2 号)により、一定規模(敷地面積 1,000m²)以上の建築物の新築・改築または増築を行う建築主に対し、規則で定める基準に従い、当該建築物及びその敷地について緑化をしなければならないとしている。

また、大阪市で敷地面積 1,000m²以上の新築又は増改築を行う場合には、「大阪市みどりのまちづくり条例」(平成 28 年 大阪市条例第 31 号)により、敷地面積の 3%以上の緑地を設置することとされ、敷地面積が 1,000m²未満の建築の場合には、「大規模建築物の建設計画の事前協議に関する取扱要領実施基準」(大阪市、昭和 50 年)において市の定める基準により緑地を設置することとしている。

12. 地球温暖化等に係る規制

大阪府では、事業活動における温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制対策を促進させるとともに、温暖化対策を含めた総合的な建築物の環境配慮を促進させるなど、各主体が一体となって、地球温暖化及びヒートアイランド現象の防止に取り組み、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、「大阪府気候変動対策の推進に関する条例」(平成 17 年 10 月 大阪府条例第 100 号)を制定している。

なお、同条例では一定規模以上のエネルギー使用事業者(例えば、府内に設定している全ての事業所のエネルギー使用量(原油換算値)が、合計 1,500kL/年以上である事業者)に対する温室効果ガス等の排出抑制に関する対策計画書及び実績報告書の建築物環境計画書並びに工事完了の届出等を規定している。

大阪市では、温室効果ガスの排出抑制対策に取り組んでいくための「大阪市地球温暖化対策実行計画〔区域施策編〕」(大阪市、令和 3 年)を策定している。また、ヒートアイランド対策のための「おおさかヒートアイランド対策推進計画」(大阪府・大阪市、平成 27 年)を策定し、それぞれ取組を進めている。